
◎開議の宣告

○議長 全員ご起立願います。おはようございます。ご着席願います。

本日の会議に欠席通告のあった方は1名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和元年第4回川西町議会定例会第2日目の会議を開きます。

(午前 9時30分)

◎議事日程の報告

○議長 議事日程につきましては、お手元に配付しておきました印刷物のとおりであります。

地方自治法第121条の規定により、町長並びに教育委員会教育長、農業委員会会長及び監査委員の出席を求めています。

◎一般質問

○議長 日程第1、一般質問を行います。

一般質問を通告された方は8名でありますので、本日とあす行うこととし、本日は4名の方の一般質問を行います。

発言順位により発言を許します。

第1順位の伊藤 進君は質問席にお着きください。

8番伊藤 進君。

第1順位、伊藤 進君。

(8番 伊藤 進君 登壇)

○8番 おはようございます。

それでは、第4回目の一般質問ということで、朗読させていただきます。

それでは、議長に通告しております質問を始めます。

新たな産業政策についてです。以前、エネルギーの地産地消について質問していますが、今回、中央省庁要望へ同行させていただいた中で、やはり本町においてできる可能性があるものは、農林業等の資源を生かした発電であると改めて思った次第です。本町の緑豊かな資源、これを活用していくことが農林業にも利活用できるエネルギー産業ではないかと思うのです。

現状を見ますと、枯れ木の処理などはそのまま自然に朽ちらせている、県管理の河川においても、支障木の処理などが遅々として進まないなど、管理経費さえも捻出できない状況下にあるのではないですか。こうした状況下にあるのなら、バイオマスガス発電施設を設置し、有効的な利活用をしていくことが必要ではないかと考えるのです。熱源の利用などは園芸施設の周年利用等、利用価値がさまざま考えられるのではないですか。

こうしたことに取り組むことで、本町において新たなビジネスが生まれ、町が潤ってくる。「この町に暮らしてよかった」ということになるのではないかと思います。また、環境に配慮したまちづくりということで、人口減の解消にもつながっていくものと考えますが、見解を伺いたい。

次に、農業政策ですが、国による政策次第ではあるものの、地方社会・経済の一翼を担う農業は依然として綱渡りのような状態で、安定経営を目指してもそこまでに至らずに変わってしまうことに、生産者は半ばあきらめの境地になっているのではないかと思います。もしばあはありますが、それでも食いしばってみずから持っている技術力・能力を駆使し、農畜産物の生産に意欲的に取り組んでいる農家・農業者がおられることは、本町農業振興の原動力ではないかと思います。この原動力となる農家・農業者が維持継続できる施策の充実が求められているのではないかと思います。

平成27年第3回定例会一般質問回答で「米政策の大転換期を迎え、園芸作物の本作化を契機として周年栽培への意識と意欲を一層高め、施設を活用した周年出荷を目指す農業者への支援を図り、経営の安定と本町農業の振興を目指していきたいと考えています」、「園芸振興、付加価値、創造、そういった部分を進めてまいりたいと思っています」、平成28年第4回定例会一般質問回答で、「産地化で収益性を見込めるのはアスパラガス、枝豆、ダリアの切り花等、これらを3大園芸の目指すべきものというふうにつけて推進をしてまいりたいと考えています」とあります。

園芸作物の周年栽培については、冬期間の雪対策・寒さ対策等でなかなか進展していないように見受けられますが、現状はどうか、取り組みを推進していたのか伺いたい。また、3大園芸として目指した品目については、拡大傾向にあると思われるが、現状はどうか、安定生産となっているのか。県では「大規模園芸団地化は20年度内に20カ所以上とする目標は達成できる見込みだ」と県議会で回答しておりますが、本町における園芸団地化についてどのような状況にあるのか、あわせて伺います。

次に、最近話題となってきた農福連携です。農水省ホームページによると「農福連携

とは、障害者等が農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取り組みです。農福連携に取り組むことで、障害者等の就労や生きがいづくりの場を生み出すだけでなく、担い手不足や高齢化が進む農業分野において、新たな働き手の確保につながる可能性もあります。近年、全国各地において、さまざまな形での取り組みが行われており、農福連携は確実に広がりを見せています。皆さんも私たちと一緒に農福連携に取り組んでみませんか。」とのことでした。

平成29年第4回定例会一般質問、後継者不足・作業員不足については「法人化誘導、労働条件改善が有効な対策である」との回答でした。こうした取り組みに向かってはいるようですが、農福連携は、これに加えた取り組みにもなるものだと思います。これを本町で推進されるのか。本年第2回定例会質問において「さまざまなコーディネートやマッチングができる組織をつくる必要があるのではないか」の回答は、「担い手育成・確保を目的の一つとしている農業再生協議会の中で、総合的な対応について検討する」とのことです。農福連携を総合的な対応に含めて検討されるのか、実際に取り組むに当たっては、福祉関係者を含めた組織が必要であると思いますが、考えを伺いたい。

以上で、壇上からの質問を終わります。

○議長 町長原田俊二君。

(町長 原田俊二君 登壇)

○町長 伊藤 進議員のご質問にお答えいたします。

初めに、新たな産業政策、農林業資源等を生かした発電所設置についてであります。平成27年12月に開催されました温室効果ガス削減に関する国際的取り決めを話し合う「国連気候変動枠組条約締結国会議」で合意、採択されましたパリ協定により、脱炭素化が世界的な潮流となりました。国では、温室効果ガスの排出の中期目標として、令和12年度の排出を平成25年度の水準から26%削減することを目標として定め、環境政策を契機に、あらゆる観点からイノベーションを創出し、地域資源を最大限活用した環境・経済・社会の統合的向上による地域循環共生圏の創造を目指すとしているところであります。

このような中、国では、森林資源等の土地、水、バイオマスなどの資源が豊富に存在し、再生可能エネルギー利用の面で高いポテンシャルを有する農山漁村において、再生可能エネルギーの導入とあわせて、地域の農林漁業の健全な発展に資する取り組みを促進するため「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律」を平成26年5月に施行し、太陽光、風力、地熱、木質バイオマス、畜産バイオガス、小水力

といった未利用の資源を活用した再生可能エネルギー電源による発電について、全国各地で検討や取り組みが進められている状況であります。

置賜地域では、太陽光、小水力及び未利用木材や牛の排泄物、もみ殻・わら、食物残さを活用した再生可能エネルギー発電所の整備が進められており、電力の供給と脱炭素化への貢献に資しているところではありますが、発電用の燃料である資源の地域内調達に苦労している現状にもあると聞き及んでいるところでもあります。

議員のご指摘にもあるように、農林業等の資源を生かした再生可能エネルギー発電所の構築は、本町に新しい産業を興し、地域活性化につながるものであるとともに、緊急時に沿岸部の大規模電源などからの供給に困難が生じた場合でも、一定の電源を確保することに貢献するものと捉えております。

一方、バイオマス発電用の燃料となる木質原材料の調達と成長のバランスをどのように保つのか等の課題も、浮き彫りになってきているところでもあります。

再生可能エネルギーの活用は、荒廃する山林や耕作放棄地の利活用にも視野を広げ、地域内エネルギーの自給率を上げることから、発電活用だけにとどまらず、地域内でのエネルギーを活用する仕組みづくりを早期に構築し、雇用や住民生活の向上、農業生産等への活用が図られる持続ある施策づくりが必要であると考えております。

また、置賜の各市町がそれぞれの特性に応じ、地域資源を生かし、自立・分散型の社会を形成しつつ、補完し、支え合う地域循環共生圏の創造を連携して図り、脱炭素化と地域ビジネスの創出や地域経済の活性化・経済循環の拡大を目指していく必要があると考えております。

本町では、先進事例の情報収集と本町が有する再生可能エネルギーの状況を検証しながら、エネルギーの活用のあり方と地産地消による経済循環と地域づくり貢献への結びつきについて、研究、検討を進めているところでもあります。

本年度、環境省の補助事業である「地域の多様な課題に応える低炭素な地域づくりモデル形成事業」の採択を受け、長井市及び一般社団法人置賜自給圏推進機構との連携のもと、置賜地域内の固有の資源を活用した再生可能エネルギー電源の地産地消を目的とした地域新電力の設立から運用に向けた可能性調査を実施し、再生可能エネルギー電源を地域内で地産地消する仕組みづくりに努めてまいります。

次に、農業政策に係る園芸作物の周年栽培についてであります。主食用米の国内需要が年々減少する状況において、本町の水田フル活用による農業振興につきましては、需要に応

じた米の生産調整を町全体で着実に実行するとともに、野菜等の高収益が期待される園芸作物の本作化を推進するほか、雪国の課題である冬期間における農業所得の確保対策を講じる必要があります。

これまでも、農業用新エネルギー利活用調査事業により、低コスト暖房方式の導入可能性を模索しながら施設型の周年栽培による農業振興を目指してきたところではありますが、議員ご指摘のとおり、本町を含む置賜地域は、冬期間の雪対策や暖房用燃料費高騰などの課題により、ハウス等による施設型園芸農業の定着が難しい現状となっております。

このような中、雪国の寒さを利用して生産される寒中野菜につきましては、冬期間の収入源として17年前から米沢青果株式会社で出荷が始まり、現在は市場からの需要が高く、高糖度野菜としてブランドが定着しております。その出荷先は置賜地域にとどまらず、県内各地、隣県や関東の市場まで及んでおり、最盛期には市場の注文に商品が追いつかない状況にあると報告をいただいております。

また、生産組織となる寒中野菜部会につきましては、置賜地域の農業経営体で構成され、会員数26件のうち本町農業経営体が11件を占めており、近年は若手農業者や法人組織の参画が特徴的となっております。このことは、厳格な出荷基準等によるプレミアム品質が消費者に広く認知され、冬期間の安定した農業所得に直結していることが大きな要因であり、魅力ある成長分野であると感じております。

町としましては、ハウス等の新たな設備投資を不要とし、冬期間に農業収入を得ることが困難であった地域的ハンデを克服する柱として寒中野菜に着目し、需要に応えるために生産面積拡大による安定供給を図ることが重要であると考えております。その対策につきましては、次年度において国の制度である水田活用の直接支払交付金のうち産地交付金を活用し、ブランド化による有利販売戦略として寒中野菜推進助成を新設することについて、既に関係機関と調整を進めております。

今後は、寒中野菜のさらなるブランド力の向上を図り、市場における流通価値を高めつつ、生産者及び生産面積の拡大による周年農業の確立に向けた取り組みを強化するとともに、施設型園芸農業の周年化につきましては、暖房に係る熱源供給が大きな課題でありますので、エネルギー施策と関連した調査検討を図ってまいりたいと考えております。

次に、3大園芸を目指した取り組み状況についてであります。その基本方針については、川西町農業振興マスタープランにおいて、特に収益性の高いアスパラガス、枝豆、ダリアを重点3品目に指定し、各種支援の重点化により産地化を確立することを盛り込んでおり、経

営所得安定対策においても、重点推進作物に位置づけながら推進を図っております。

さて、各作物におけることしの出荷状況であります。アスパラガスについては、出荷数量が前年比126%の約70トン、販売金額が前年比117%の約7,000万円であり、枝豆については、出荷数量が前年比375%の約120トン、販売金額が前年比310%の約6,300万円であり、ダリアについては、出荷数量が前年比155%の28万3,000本、販売金額が前年比133%の約3,300万円で、この3品目は置賜のトップとなっております。特に枝豆については、前年の出荷数量、販売金額ともに置賜5番目から大幅な拡大となりました。

作物ごとの具体的な推進施策につきましては、アスパラガスについては、県・町・JAが一体となり「アスパラ川西地域サポートチーム」を結成し、生産者の経験年数に合わせた丁寧な指導を行ってきました。枝豆については、おきたま園芸ステーションの本格稼働に合わせて補助事業の活用による収穫機等の整備を図ってきました。ダリアについては、切り花ダリア高付加価値化推進プロジェクトにおいて、施設栽培の有効性確立を図るため、現地における栽培指導に加え、市場関係者を交えた流通研修会を開催してきました。

今後の進行につきましては、アスパラガス、枝豆については、一大生産地の目安となる「販売金額1億円突破」を目標に掲げ、ダリアについては、「川西ダリア園育成品種の切り花ブランド化」による多産地との差別化及び産地競争力強化を図るなど、各品目とも重点かつ継続的な推進に努めてまいりたいと考えております。

次に、園芸団地化の進捗状況についてであります。ご案内のとおり、山形県は競争力の高い「園芸大国やまがた」の実現に向けて、令和2年度までに県内20カ所に新たな大規模園芸団地を形成することとしており、町ではその一翼を担うべく、平成30年6月に川西町園芸団地化実践協議会を設立し、枝豆における大規模園芸団地化計画の策定を行い、県知事承認を受けたところであります。

計画の内容につきましては、小松・犬川地区、大塚地区、中郡地区、高山・吉島地区、玉庭地区に5つの小団地を形成し、全体を1団地として包括するネットワーク型とすることで、1団地1億円の認定要件を満たしつつ、目標年次である令和4年度における町全体の作付面積が61ヘクタール、販売目標額は、小団地で約3,000万円、町全体で1億5,400万円を設定しております。

計画の実施主体は川西えだまめ部会とし、機械等の整備については、補助率10分の7の園芸大規模集積団地整備支援事業の活用により、アタッチメント式収穫機5台、トラクター2台、播種機1台及び防除機1台を昨年度導入し、今年度中にアタッチメント式収穫機4台、

トラクター2台、ロータリーカルチ2台及び防除機1台を追加導入する予定となっております。

本町の枝豆作付面積は、今年度約57ヘクタールとなり、前年度から29ヘクタール拡大しております。また、おきたま園芸ステーションにおける今作の最大荷受重量は、施設最大選果処理量の1日当たり8.3トンに対して7.3トンの実績となり、また、製品率は目標値の70%を上回る74%に達するなど、ほぼ順調な稼働が図られたところであります。

次年作につきましては、作付面積の拡大はもとより、極早生から晩生までの栽培品種の平準化による長期リレー出荷体制の確立を図り、安定的な出荷数量を確保するとともに、品質のさらなる向上により販売単価の確保を目指し、関係機関と連携した支援体制を構築してまいりたいと考えております。

次に、農福連携を推進するののかについてであります。国においては、平成28年6月に閣議決定されたニッポン1億総活躍プランに、障害者等が希望や能力、障害の特性等に応じて最大限活躍できる環境を整備するための農福連携の推進が盛り込まれ、平成31年4月には農福連携の全国的な機運醸成を図り、今後、強力に推進していく方策を検討するための省庁横断の会議として、「農福連携等推進会議」が設置されております。

山形県では、平成30年5月に県、市町村、JA、障害者就業・生活支援センター等の関係機関の連携により「山形県農福連携プロジェクトチーム」を、ことし5月には「山形県農福連携プロジェクトチーム置賜地域部会」を設置し、地域ごとに視察研修や意見交換会を行っております。

町としましては、農業と福祉の連携には、障害の特性や農業の作業内容などを相互に理解することが必要であることから、農業関係者及び障害者福祉の担当職員がセミナーや視察研修、意見交換会などに参加しておりますので、今後も農福連携を推進していきたいと考えております。

次に、福祉関係者を含めた組織が必要ではないかについてであります。さきに述べました「山形県農福連携プロジェクトチーム」は、農業や福祉関係者と連携した組織となっており、障害者の施設外就労等とのマッチングや農業生産を行う障害者施設に対する技術的助言等の支援を行うため、農福連携推進センター及び農福連携推進員を配置しております。

今年度の取り組みとしては、事業者と広域的に就労するマッチングなども行われており、障害者の就労継続支援事業所が少ない本町では、町外の事業所との連携を図ることも必要と考えております。今後とも、「山形県農福連携プロジェクトチーム」や「同置賜地域部会」

と連携し、農業と障害者就労がマッチングできるよう情報提供など支援していきたいと考えております。

以上、伊藤 進議員のご質問の答えとさせていただきます。

○議長 伊藤 進君。

○8番 エネルギーの地産地消の件ですけれども、長井市と連携をしながらというふうな、長井市及び一般社団法人置賜自給圏推進機構との連携というふうなことで進められるというふうなことのようにありますけれども、これを進める、いわゆるその環境省の今まで取り組んだところの報告書なんかを見ますと、やっぱり地域と十分な話し合いを持ってというふうなことが書いてあるようなんですけれども、そういった部分について、具体的な、じゃ、どういふふうにしていくというのは、今進めているということなのか、それともこれから進めるということなのか、お聞きしたいと思いますが。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 答弁させていただきました置賜地域エネルギー自給自足推進協議会が設立をしたところであります。これは環境省の事業でありまして、ご案内のように地域のさまざまな可能性を踏まえながら将来あるべき姿を検討するというところで、事業採択を受けて設立を目指したところであります。さまざまな課題もありましたけれども、地域内で発電事業をされているその発電を地産地消できないのかということで、その可能性の調査を長井市さんと、そして置賜自給圏を推進している機構と連携を図って可能性調査を実施したいということで、設立を11月22日にしたところでございます。その内容につきまして、遠藤政策推進課長から説明をさせます。

また、改めてでありますけれども、全員協議会で内容等についてはご説明する機会をつくりたいというふうをお願いしているところでありますので、そのこともご承知おきいただきたいと思っております。

○議長 遠藤政策推進課長。

○政策推進課長 命によりまして、私のほうから、置賜地域エネルギー自給自足推進協議会、長井市との連携による環境省の補助事業を活用した可能性調査の概要についてご説明を申し上げます。

まず、協議会でございますが、まず、置賜3市5町という全体の中を捉えつつも、置賜の中で特に中心部にあるということで、本町と長井市、ここが1市1町で連携をして置賜全体を捉えるということで、機構さんも連携をして、この置賜全体での再生可能エネルギーの賦

存量調査、どのくらいあるのかというようなことと、その活用のあり方、またそういった地域連携のあり方、そしてそれらの連携の中で、仮に地域新電力、発電所、こういったものをつくる際の採算性の評価、また、こういったときの電源の構成、例えば先ほど町長の回答にもございましたが、太陽光、地熱、風力、木質バイオマス、畜産バイオガス、小水力とさまざまございますが、これらがそれぞれの電源となりますので、その電源構成というものを賦存の中でどのくらいカロリーベースとして出てくるのか、またその採算性はどうか、こういったところをまず調査をしていきたいというようなことでございます。

加えまして、ただ電源を持つということではなくて、これをいかに地域経済につなげるかということ捉えていくということも課題としておりまして、いわゆる地産地消の部分でございます。これまでのエネルギーというのは、特に電気などにつきましては、各家庭でも行政でも使っているわけですが、そのエネルギーについては、その原材料は地域外、広く言えば中東のほうからの調達でそれを稼働しているということでございますが、これからはパリ協定もございまして、地球温暖化対策等ありますので、地産していくという中で、その地産しているエネルギーをいかに地域づくり、経済に回すかと、この仕組みづくりをつくっていくことが持続ある地域づくり、まちづくりにつながるという観点で取り組んでいくものでございます。

特に、長井市さんの中には、現在、小水力発電、太陽光発電、本町にも、今後、メガソーラーという計画もいくつか、また、建設しています飯豊さんでは、畜産のバイオガス等々もございまして、まずはこの置賜の真ん中で少し進めているところの1市2町、1市1町、そしてそこに飯豊町さん、さらには米沢市さんなども入っていただきながら、トータルで置賜全体を捉えるような調査をしていきたいということでございます。

また、行政体だけでは進みませんので、ここに事業者というようなことで、例えば長井市の東北おひさま発電の関係者、それと自給圏の関係者、さらには学識、東北大学の関係者、地元大学の関係者なども入りまして、また、山形新電力のほうからも入られたりということで、技術的な側面も含めてトータルの議論ができるような協議会を設立し、これから本格的に2月までの短い期間でございますが、調査を進めるということで、今精力的に進めているという状況です。

以上でございます。

○議長 伊藤 進君。

○8番 具体的な、動くというふうなことのようではございますけれども、もう少し早い取り組みができ

なかったものかななんて思うんですけども、これをする事によって、やっぱり広域的な問題もさまざまあるんですが、本町にとって本当に有利に動いてできるのかというふうなことも考えるんですけども、そういった点についてはどのように考えておられるのかなと。広域的に取り組んで、さまざまやるのはいいんですけども、それが川西町にとってまた有効的に流れていくのかなというふうなことを思うわけですけども、手前勝手な考えですけども、どのように、それを川西町の中で本当に有効的に生かせるのかなというふうな、思うんですけども、どうでしょうか。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 この根本的な考え方というのは、CO₂削減、地球温暖化にどう貢献していくのかということが、それぞれの自治体、もしくは日本に求められているわけでありまして、その中で環境省は、持続可能な社会をつくるためにさまざまな施策を講じております。今回、事業採択受けたのは、地域の多様な課題に応える脱炭素型地域づくりモデル形成事業ということで、可能性調査に手を挙げたわけでありまして、さまざまな事業が推進されているわけでありまして、せっかくつくられた電気が、やはり外に出ていく、圏域から外に出て利用される、消費されるということではいかなものなのかと、送電すればするほどロスが発生するわけですから、それは地域内で活用されることによって、それは発電ロスも減って、送電の中のロスが減るということもありまして、理論になるわけでありまして、地域で自給していくという観点であります。

川西町だけで、例えば質問いただきました支障木や山林の荒廃による、これを活用しようという、私もそれは大賛成でありますけれども、米沢や長井市でバイオマス木質発電をされている事業者の状況を見ますと、地元の原材料の調達よりも、海外から調達をして燃やしているような実態が、今バイオマス木質発電の中では、実態として行われています。ですから、規模が大きくなればなるほど、その資源を調達するために海外へ依存をするようなことはあってはならないだろうというふうな思いまして、やはり地域に密着した、地域の中で循環できるような仕組みをどうつくっていったらいいのかということを、今回可能性調査を含めながら、踏まえながら、川西町のあり方というのが再生されればいいのかというふうな思いです。地域に密着した、地域に即した発電システムであったり、エネルギーの利活用をどのようにこれから持続しながら地域づくりの中に生かせるかということ、我々としても、今調査させていただきます。

もう一つでありますけれども、新電力を供給、発電所を設置しまして、消費と発電を上手

にやり取りしますと、その中に益が出ます。その得た利益を、地域やまちづくりに還元できないかということも可能性調査の中に入れさせていただきました。ただ単に地産地消で終わりではなくて、そこで出た利益の部分を、地域の課題解決、私は強く可能性として言っているのは、森林の荒廃をこれ以上進めるわけにはいかないの、森林の開発、森林を維持していくための事業に充当できないかとか、耕作放棄地対策をどうしていくのかとか、また高齢化が進んでおりますから、高齢者の支援をどうやってみんなで解決できるようなエネルギー仕組みができるのかとかというような、そういう将来に向けた課題解決のために調査ができればいいかなと、そういう意味では、我が町だけの課題だけではなくて、置賜全体で共有した形で課題解決に取り組んでいく必要があるのではないかと考えておりますので、ご理解賜りたいと思います。

○議長 伊藤 進君。

○8番 さまざまな調査をしながらそのエネルギーの地産地消に向かっていくということでありましたので、非常に期待しますので、ぜひ前向きに進めていってほしいなと思います。

それで、先ほど申しましたこの環境省の計画会議での取りまとめの中には、さまざまな先進事例のものが出ておまして、これは間伐材なんかの有効利用というようなことで、地元森林組合の活性化というふうなところにも貢献しているというふうなこともあるようですので、ぜひ、やっぱり先ほど川西町とは言いましたけれども、川西町を含めた置賜の中の森林資源の有効活用、あるいはさまざまなそういった農業関係の資源の有効活用を図るためにも、強力に進めていってほしいものだなというふうに思います。

続きまして、農業政策であります、寒中野菜が有効的に今取り組まれているというふうなことでありますけれども、冬期間の農業収入を得るためにというふうなことで、いろいろ引き合いもあるというふうなことでありますけれども、寒中野菜の品目についてはどのようなものがあるのか、ちょっとお聞きしたいと思いますけれども。

○議長 奥村産業振興課長。

○産業振興課長 本町で取り組んでおります寒中野菜の種類でございますが、一つはネギでございます。それからキャベツ、それから白菜と、この3品種が、現在取り組んでいるような内容でございます。

○議長 伊藤 進君。

○8番 じゃ、この3品目について、これ以外についても何か取り組んでいるというふうな話はあるのでしょうか。

○議長 奥村産業振興課長。

○産業振興課長 現在のところはこの3品種でございますが、いろいろ農家の方々が栽培をして、調査をしながらこの製品化に向けてということで、今現在調査研究中だということで伺っているところでございます。

○議長 伊藤 進君。

○8番 ブランド化による有利販売がなされているというふうなことで、消費者のほうも非常に期待しているというふうなことのようでありますから、ぜひこれを広めていって、やっぱり農業者が本当に潤うというふうな推進を図っていただきたいなというふうに思いますし、やっぱりそれをするためには、やっぱりどうしても行政的にどういうふうにPRするかということかと思うんですけれども、そういったものについては何かお考えがあるのか、お聞きしたいと思います。

○議長 奥村産業振興課長。

○産業振興課長 寒中部会の総会に出席をさせていただいたところでございますが、やっぱり普及、商品の拡大をしていくためには、やっぱり主要な取扱店での販売促進の活動であったり、関係機関の連携による販売促進等、それからマスメディア等を活用した情報提供、それから学校給食等で使用していただいて、地場産業、地場野菜の普及、寒中野菜のおいしさを知っていただくというようなことで、普及をしていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長 伊藤 進君。

○8番 生産者のほうの拡大というのはどうですか。

○議長 奥村産業振興課長。

○産業振興課長 生産者につきましては、年々若い人も寒中部会に加入して、生産面積、それから生産者も若干ずつふえているような状況でございます。先ほど、答弁書にも書かせていただいておりますが、ブランド化による有利販売の戦略ということで、産地交付金の中に新たに寒中野菜推進助成というものを設けたいなということで、今現在検討しているところでございます。この件については、県、あるいは国と現在調整をしております、新年度から取り組めるんじゃないかなとあって、今検討しているところでございます。

○議長 伊藤 進君。

○8番 ぜひ、そういった、若い人たちも取り組んで、本当にやりがいがあるというふうなものを持ってきているというのであれば、本当に有利な助成などを取り組みながら広めていっ

てもらいたいものだなというふうに思うわけでありませう。

続きまして、その3大園芸の部分でありますけれども、ダリア等については、販売、どんなところへ販売しているなんていうことの把握はされておられるかと思うんですが、川西、本町の切り花については、主要な販売先というところはどのようなところがあるのか、ちょっとお聞きしたいと思いますけれども、お願いします。

○議長 奥村産業振興課長。

○産業振興課長 切り花の出荷につきましては、首都圏等が主に出荷している状況でございます。

○議長 伊藤 進君。

○8番 首都圏、そのほかにもいろいろあるようでありますけれども、大体、その販売品目、いろいろな種類があつて、かなりさまざま苦勞している部分があるようなことも聞いておるんですけれども、ダリアの生産について、いろいろ生産者が苦勞しているなんていうふうな話も若干あるようですけれども、そういった部分については、町のほうではそういった相談とかはあるのかどうか、お聞きしたいと思いますけれども。

○議長 奥村産業振興課長。

○産業振興課長 一応、町では、切り花ダリアブランド化戦略支援事業というものをつくってございます。以前には、ダリアの産地でございますので、生産者のレベルアップというようなことで取り組んだときもございました。29年から本年度までですが、ダリアの高付加価値ということで、やはりハウス施設で栽培しますと、花が長期間に収穫できる、そして収益も上がるということから推進を図ってきたところでございまして、この方々についても、数名ハウスに取り組んでいただいているところでございます。

今後につきましては、本町のダリアのブランド化ということを進めていく予定でございまして、産地間の競争、それから他産地と差別化を図りながらダリアの生産、販売に努めていきたいという考え方でございます。

○議長 伊藤 進君。

○8番 ダリアも結構需要があるというふうな話をお聞きしますし、遠く福岡のほうまでもたしか出荷しているような話も聞くわけですが、ぜひブランド化を強力に推し進めて、本町ダリア切り花というふうなことで推進していただきたいというふうな思ふ訳であります。

今後の進行ということについて、一大産地の目安となる「販売金額1億円突破」でありますけれども、これについては、各品目ごとに1億円を突破するということなのか、それとも

3品種、いわゆるアスパラ、枝豆、ダリア、3品目を合わせて1億円なのか、その点についてはどうですか。

○議長 奥村産業振興課長。

○産業振興課長 金額につきましては、「園芸大国やまがた」推進事業ということで、平成29年から令和2年まで20団地を創設しようということで頑張っているところでございますが、その品目については、いろいろな取り組みがございまして、例えばで申し上げますと、アスパラであったり、枝豆であったり、ネギであったり、それからセロリであったり、いろいろな品目によって総生産額が1億円を超えるような団地を計画しているという内容でございます。

○議長 伊藤 進君。

○8番 いわゆる品目によって1億円を超えるというふうなことですな、わかりました。とすれば、川西は、この3品目をまず1億円突破すれば3億だなというふうな思いですけども、非常にそういうふうに取り組む生産者に対しても、やっぱりきちっと継続できるような支援ということも考えていただければなというふうに思うわけであります。

続いて、団地化についてですが、町についても、全体で1億5,400万を設定しているというふうなことで、非常に順調に進んでいるのかなというふうに思うわけでありますけれども、今後、そういった団地についての取り組み、さまざま今後ふえていくかなというふうな感じはしないわけでもないんですけども、とりあえずは町全体の61ヘクタールということを中心に取り組んでいくということによろしいんですか。

○議長 奥村産業振興課長。

○産業振興課長 枝豆については、団地化計画を策定しまして、県から認定を受けております。枝豆については、今後も推進をしていきたいと考えてございます。もう一つ、本当に検討しておりますが、アスパラガスがこの団地でできないものかということで、今、いろいろと関係機関と検討しているような状況でございます。

○議長 伊藤 進君。

○8番 本当に、園芸作物については手間がかかるというふうなことで、人手も非常にかかったりして、なかなか取り組めないというふうな方もおるわけですけども、こういった団地化をすることによって、やっぱりみんなで共同でできるというふうなことにもなってくるかと思っておりますので、ぜひそういったものを、こうやればうまくいくんだよというふうな何か示しながら推進していただければなというふうな感じを持つわけでありますので、ぜひ強力に

進めていただければなというふうに思います。

あと、最後の農福連携でありますけれども、これ本当に人手不足で、どうしようか、誰に頼んだらいいかわからないというふうなところもさまざまあるわけですが、そういった方に対して、どこに聞けばいいのかということになるかと思うんですけれども、そういった部分については産業振興課でよろしいのかどうか、ちょっとお聞きしたいと思うんですが。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 1点、園芸推進について、やはり押さえておかなければいけない点があると思います。

というのは、枝豆の園芸ステーションで実際に受け入れて、荷受けをして、それを袋詰めといたしますか商品化するわけでありまして、かなりマックスのところに近いところも出ております。ということは、やはりみんなが同じ品種で一斉にやれば、もう置けば、熱持って商品化なりませんので、そういう意味では、生産者のほうもきちんとした経営をするという意味からすれば、できるだけ早い時期から出荷をして、できるだけ遅くまで平準化していく、面積をはかればいいという話ではなくて、どうやったら所得に結びつくのか、ここは支援ではなくて情報提供させていただきながら、農家の皆さんみずからが経営者として自立していくということがないと、これは、もうからないからやめたという話になっちゃうもんですから、そのところは押さえていただきたいなというふうに思います。

農福連携について、これはマッチングの話をよくされるんですけども、じゃ、障害を持っている人たちが働ける環境、働ける状況をどうつくるかということの最初の意味疎通がない中で、人手が足りないからお願いしますという話では、まだまだないんだろうというふうに思います。我々としても、その作業所の皆さんともいろいろ話をしますけれども、気象条件といいますか、日中の暑い中での作業というのはなかなか厳しいというお話もいただいておりますし、じゃ、農家側の、じゃ需要というのはどういうところにあるのかとかということでの、やはり今のところは、情報提供を互いに共有していくというレベルでございますので、いつでもスタンバイして声がかかるとを待っていますという状況にはまだ至っていないということをご理解賜りたいと思います。

基本的には、産業振興課、さらには福祉介護課のほうで問い合わせいただければ、情報提供はさせていただきたいと思っております。

○議長 伊藤 進君。

○8番 確かに、相手の立場もあるし、作業内容ということも、いろいろな形でさまざまな種

類があるというふうなことで、我々、例えば人を頼むときは、どういった仕事でどういう状況だということを話をしながら、やっぱりお互いの情報交換をしながらというふうなことが必要だということでもありますので、そういったものをきちっと我々農業者、あるいは事業者に対してもやっぱりいろいろな情報提供を逆にしてほしいし、逆に人を求めるのであれば、こういったことをきちっと出してほしいよというふうなことも、やっぱり示していただけながら、やっぱりこういったものを進めていかなければならないというふうに思いますし、そういった情報も提示していただければなというふうに思いますので、11月でしたか、何か県のほうでもそういった研修会もあったようでもありますけれども、なかなかやっぱり農業者がそういったところに行って研修を受けるなんていうことは厳しいと思うんです。全くないとは言いませんけれども、そういったものを、やっぱり身近なところでそういった研修ができればなというふうにも思いますので、そういった部分、何かできる、やれるようなことを考えておられるのか、ちょっとお聞きしたいんですが、どうでしょう、農福連携についての研修というところを近いところでできないかというふうな。山形まで行くとなるとなかなか足が向かないと、でも近いところだったら何とか行って聞いてみようかというふうな方もおられるかと思うんですが、その点についてはどうでしょうか。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 先ほども答弁で述べさせていただきましたけれども、山形農業農福連携プロジェクトチームの置賜地域部会というのも設立されておりますので、こことお問い合わせしていただくことも可能でありますし、あわせて、町内にも就労支援をされている作業所がございますので、その方々と直接現場を見ていただいて、どのような仕事をされているのか、どんな作業が可能なのか、意見交換などもしていただければいいのではないのかなというふうに思います。サポートセンターもございますので、そういった内容については、福祉介護課のほうに問い合わせしていただければ情報提供させていただきたいと思います。

○議長 伊藤 進君。

○8番 今後さまざまな取り組みの中で、本当に重要になるなというふうなことを、重要な事業といいますか、農業者を含めて、やっぱり事業者も含めた中でやらなければならない、取り組まなければならないということがまだまだあるなというふうに考えておりますので、そういったものについて、やはり情報交換をしながら進めていかなければならないと、改めて私自身も思った次第でありますし、町当局におかれましても、問い合わせに対しては、さまざまな情報提供をお願いしたいものだなというふうに思います。

以上で、私の質問を終わります。

○議長 伊藤 進君の一般質問は終了いたしました。

ここで休憩いたします。

再開時刻を午前10時50分といたします。

(午前10時29分)

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時50分)

○議長 第2順位の遠藤明子さんは質問席にお着きください。

2番遠藤明子さん。

第2順位、遠藤明子さん。

(2番 遠藤明子君 登壇)

○2番 それでは、議長あてに通告のとおり質問を行います。

高齢者福祉対策について。

生活支援体制整備事業の第2層協議体の活動内容と今後の進め方についてであります。

生活支援体制整備事業の一環で、高齢者の体力アップや介護予防に効果が見られるということから、町では百歳体操の取り組みを行い、各地区交流センター（第2層協議体）と連携を行い、高齢者の介護予防や健康維持、また、交流の場の創出（居場所づくり）を実施しています。町内約34カ所で百歳体操を行っていると聞きましたが、現在の活動状況はどうなっているのかお聞きします。

また、百歳体操を行って高齢者の体力向上をどのように検証しているのか、お聞きいたします。

町は、社会福祉協議会にいきいきサロン事業を委託し、町内のボランティア組織が約21カ所でいきいきサロンを年6回ほど実施しています。この活動は、百歳体操と同じように高齢者の介護予防や居場所づくりであります。この2つの事業の違いは何か。いきいきサロンには助成金があり、百歳体操にはないのはなぜでしょうか。

さらに、11月17日付の山形新聞に「20年度の国の予算措置で、介護予防交付金を現在の2倍の400億円に大幅拡充させ、認知症予防や要介護の維持・改善に向けた取り組みを自治体間で競わせて、介護費の膨張を抑える。県分として956万円、市町村分として1億8,298万円

が交付され、積極的に取り組む自治体に手厚く、消極的な場合は減らす仕組みに改める」とありますが、町として、この交付額と現在の生活支援体制整備事業をどのようにリンクさせていくのか。

また、地域内での支え合いの整備を進めるためにも、事業推進に当たっては、住民との間で課題を共有し、合意形成がなされるべきであります。居場所づくりだけにとどまらない生活支援体制整備事業を、今後どのように進めていくのかお伺いします。

また、各地区交流センター（第2層協議体）との連携をどのように図っていくのか、町長の見解を伺います。

2つ目として、介護老人施設について。

団塊世代が75歳以上になる25年を目前に、医療や介護費用がますますふえ、老人世帯や高齢者がいる家族の負担は一層増してきて、日常生活を送ることに多くの方が不安を感じています。近隣の施設に入所したくてもいつ入れるかわからない順番待ちの状態や、すぐ入所できる施設は高額で入ることができないのが現状です。家族に負担をかけず、安心して誰でも入ることができる老人施設が欲しいと、みんなが願っています。

高齢者福祉対策は、まちづくりの大きな課題の一つであります。今後、介護老人施設等の整備について、町長の見解を伺います。

続きまして、雪対策についてであります。

地域一斉排雪作業の支援対策について。

町は、自治会などの集落内にたまった雪の排雪作業などを行ったコミュニティ団体（地区協議会、大字単位の組織、単数または複数の自治組織）に補助金を交付していますが、昨年度の申請団体と、その実績について伺います。

小松地区の場合、町なかには家が密集していて、屋根の雪おろしや軒先の雪のやり場に苦労されています。ご近所同士や隣組単位でも申請することができれば、自助・共助の支え合いの輪が地域内で広がっていくのではないのでしょうか。ご検討をお願いいたします。

続きまして、少子化対策についてであります。

出産祝い金による支援についてです。

山形県人口動態統計では、本町の合計特殊出生率は、平成17年の1.74がピークで、増減が繰り返されています。また、県や全国と比較してみると、平成29年では、本町は1.49、県は1.45、全国は1.43で、わずかながら県・全国を上回っている調査報告があります。

町の30年度の決算報告書では、児童手当支給事業で、中学校終了前の児童を養育している

者に対し、子供手当、児童手当合計額2億698万円が支給された実績があり、さらには保育料無償化による子育て世代の支援が大きく見直されました。しかし、子供を産む数が平均で2人にも満たないのが現実です。核家族化が進み、アパート世帯もふえ、経済的な面も要因の一つであると思われます。

少子化対策として、第3子を出産した場合に出産祝い金を贈り、将来を担う子供をふやし、子育て世代を応援すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

以上、壇上からの質問といたします。

○議長 町長原田俊二君。

(町長 原田俊二君 登壇)

○町長 遠藤明子議員のご質問にお答えいたします。

初めに、高齢者福祉対策についての生活支援体制整備事業の2層協議体の活動内容と今後の進め方についてであります。まず「いきいき百歳体操」の現状につきましては、遠藤議員には小松地区交流センター職員時代に大変お世話になりましたが、介護保険制度の介護予防・日常生活支援総合事業の一環として、平成29年7月から「いきいき百歳体操」を活用した住民主体の通いの場の充実に取り組んでまいりました。「いきいき百歳体操」とは、椅子に座ってDVDを見ながらおもりをつけて行うゆっくりとした体操であり、日常生活動作に必要な筋力アップや転倒防止効果が期待でき、高齢になってもできる体操として、全国に普及されているものであります。現在では、町内全域で地区交流センターや自治会の公民館、店舗、個人宅等を会場に35カ所で実施され、参加者は合計326人となっており、参加者からは、介護予防や地域の方との交流の場として、さらには外出の機会創出としても大変喜ばれております。

次に、「いきいき百歳体操」による体力向上の検証につきましては、介護予防の取り組みを強化するため、町では「いきいき百歳体操」を実施している会場へ、理学療法士を1会場につき初回と3カ月後の2回派遣し、体力測定により体力向上の検証を行っております。平成30年度は9会場で実施し、個人ごとに改善度にばらつきが見られたものの、平均値としては現状維持という結果が出ております。高齢者の自立支援、重度化防止という観点から、今後も無理なく体操を継続することが大切でありますので、引き続き参加者のモチベーションアップを図りながら、「いきいき百歳体操」の普及拡大に努めてまいります。

次に、「いきいき百歳体操」と「いきいきサロン」の違いについてであります。 「いきいきサロン」は、町からの委託事業として町社会福祉協議会が実施しており、今年度は各地

区のボランティア団体等が実施主体となり、17カ所でそれぞれ年6回以上開催されております。「いきいきサロン」は、介護保険事業の一般介護予防として行っているため、事業計画や実績報告の提出に加え、活動費を食糧費に使えない等の制限があります。また、近年、運営しているボランティアの方の高齢化などにより、実施団体数が減少傾向にあります。

一方、「いきいき百歳体操」は、将来にわたって自主的に継続できる方法として、住民主体の身近な地域でできる活動として普及されてきた経緯があります。初期費用が少なく、少額な会費による自主運営を基本とし、活動の自由度が高いことから口コミで仲間が集まるなど、ここ2年間で急速に実施団体が増えています。町では開催までのノウハウの説明を初め、体操に必要なDVDの配布、DVD機器や椅子の手配等の支援をさせていただいております。

どちらの事業も町の介護予防事業の拠点であり、元気な高齢者がふえることにより、地域が活性化することが期待されます。また、通いの場における顔の見える関係から、住民主体の支え合いの地域づくりへ発展する可能性も秘めていますので、今後も両事業が継続することで多様な活動が展開できるよう、住民主体の自主運営を尊重しながら、活動されている方々からご意見をお聞きし、活動経費等必要な支援策を検討していきたいと考えております。

次に、今後の生活支援体制整備事業の推進につきましては、住民との課題の共有や合意形成を図るため、町では、平成27年10月以降、地域福祉に係る意見交換会や地域支え合いフォーラム、各種団体等への出前講座において、町の少子高齢化の現状や課題、目指す支え合いの地域像や取り組方針等について周知を図ってまいりました。また、平成28年度からは居場所づくりや生活支援の担い手養成講座による人材育成を図りながら、モデル事業等で実際に居場所の実践に取り組んでいただき、居場所の立ち上げ支援などを行ってきたところであります。

また、地区交流センターとの連携につきましては、支え合いの地域づくりを推進する体制として、町内の各関係機関から成る川西町地域包括ケア会議を町全体の第1層の協議体として設置し、7地区の交流センターの福祉部会を中心とした第2層の協議体との連携強化を図っております。各地区には生活支援コーディネーター6名を配置し、各地区での活動の推進役として地区交流センターと連携しながら、それぞれに地域のニーズの把握や通いの場の推進、買い物支援や外出支援等、高齢者の生活課題解決のための取り組みなどを行っており、町地域包括ケア会議では、第1層の生活支援コーディネーター1名とともに、各地区における活動をバックアップする体制を整えております。

今後の方向性としましては、地区により特性やニーズが異なるため、今年度は各地区交流センターとそれぞれの地域課題等について情報交換を行ったところであり、今後は、各地区の状況に応じた推進方法について各地区と合意形成を図りながら課題解決に取り組んでまいります。住民主体による自主的な生活支援の実施には時間を要するものと感じておりますので、継続した周知活動や情報交換、情報共有により、支え合いのある地域づくりが進展できるよう努めてまいります。

次に、11月17日の山形新聞に掲載された介護予防交付金につきましては、平成30年度から「保険者機能強化推進交付金」の名称で交付されており、その交付額は、厚生労働省から示された評価基準による評価結果と、65歳以上の第1号被保険者数に応じて算定され、本町の平成30年度交付額は224万3,000円となっております。この交付金の対象経費として認められているのは、「市町村が行う市町村特別給付、地域支援事業等に要する第1号保険料負担分への充当を目的とした介護保険特別会計への繰り入れに必要な経費」とされており、本町においては、第1号保険料負担分に充当し、介護予防・生活支援サービス事業、介護予防事業、生活支援体制整備事業等に幅広く活用しております。

令和2年度に交付金配分額の見直しが行われるという報道でありますので、今後、国の動向等を注視していきたいと考えており、また、ご質問にありました生活支援体制整備事業については、介護予防事業とともに超高齢社会において誰もが安心して暮らすための重要な取り組みでありますので、事業の充実、発展を図りながら、交付金等の財源の有効活用を図っていききたいと考えております。

次に、介護老人施設についてであります。2025年の日本は、団塊の世代が75歳を超えて後期高齢者となり、今までに経験したことのない超高齢社会を迎えると言われております。本町のことし10月の末現在の状況では、高齢化率が36.56%、65歳以上の高齢者人口は5,495人です。一方、75歳以上の後期高齢者については、平成25年度をピークに減少しており、ことし10月末現在では2,898人で、今後も減少傾向で推移するとの推計が発表されております。

介護保険事業において入所施設の担う役割は大きく、本町には特別養護老人ホーム100床及び介護老人保健施設200床、地域密着型グループホーム2施設36床があります。介護施設に入所するには、介護度に応じて希望する施設に入所の申し込みを行い、介護施設の入所判定委員会等により優先度が決定され入所することになりますが、入所申し込みは複数の施設に対し行うことも可能とされております。

そのため、ことし4月に山形県が実施した「特別養護老人ホームへの入所申込者数調査」では、本町の入所申込者数は60人であり、その内訳で、在宅の方が19人、医療機関に入院中の方が7人、介護老人保健施設に入所中の方が23人、グループホームに入所中の方が4人、有料老人ホームに入所中の方が6人等となっております。

ことし11月25日に町内各事業所に申し込み状況を聞き取り調査した結果では、特別養護老人ホームが58人、介護老人保健施設が12人、グループホームが2施設の合計で5人となっております。施設への申し込みから入所までの期間については、できる限り住みなれた地域で生活できるよう、デイサービスやショートステイ等の介護サービスを組み合わせながら、入所に結びつけられるよう努めております。

第7期介護保険事業計画では、平成30年度から令和2年度までの事業計画を定めており、施設サービスの整備方針では、新たな施設サービスは行わず、現状の施設数を維持することとしております。新たな施設の誘致や既存施設の増床は、介護給付費の増加につながり、結果、介護保険料として住民負担の増加となりますので、慎重な検討が必要と考えております。

加えて、本町の1人当たりの施設サービス給付指数が、国・県及び県内同規模自治体を上回っていることや、町内事業所で新規施設整備の予定がなかったこと、平成29年3月に実施した在宅介護実態調査において「主たる家族介護者が望む終末期の居場所」で回答が一番多かったのが「自宅」の38.1%、次いで「介護施設」の24.1%であったことと、全国的な介護の人材不足などを総合的に判断して策定させていただいたものであります。

今後は、第8期介護保険事業計画の策定段階において、改めて検討することになりますが、第7期計画策定時と同様に多面的な検討を重ねるとともに、給付と負担のバランスを考慮しながら、持続可能な介護保険事業の運営に努めていきたいと考えております。

次に、雪対策について。

地域一斉除排雪作業の支援対策についてであります。町では、平成24年度から地域一斉除排雪等推進事業補助金により、自治会等のコミュニティ団体が行う集落内の除排雪作業に対し、支援を行っております。

支援の対象は、大きく2つの事業に分かれており、1つ目は「ボランティア除雪推進事業」として、自力による除雪が困難な世帯等に対し、自主的に対象世帯の雪おろし作業等を行う団体等に支援する事業であります。2つ目は「地域一斉排雪推進事業」として、集落内にたまった雪や集落内で定めた雪おろし場の雪を排雪する団体等に支援する事業となっております。

補助を受けられる対象については、町民が主となり組織した共同活動を行うボランティア

団体と、町内の地区協議会や大字単位の組織、自治組織等の地縁によるコミュニティ団体となっており、除排雪を受ける受益者世帯数や参加者数により補助金額は変わりますが、ボランティア除雪推進事業については、1万円から7万円の補助金が、地域一斉排雪推進事業については1万円から5万円となっております。

昨年度の交付実績につきましては、中郡地区の2団体と大塚地区の1団体からボランティア除雪推進事業に申請があり、補助金額合計9万円を交付しております。3団体で199人の参加のもと、自力での雪おろしの作業が困難な41世帯について、共同で除雪作業を行っていただいたところであります。

また、議員のご質問にありました、ご近所同士や隣組単位での申請につきましては、自治会単位として申請することは可能と捉えております。なお、今年度の事業内容について、町報11月号によりお知らせしておりますが、引き続き支援内容の周知広報に努めるとともに、多くの団体で活用され、雪でお困りの方々にとって一助となることを期待しているところであります。

次に、少子化対策について。

出産祝い金による支援についてであります。議員から、少子化対策として第3子を出産した場合の出産祝い金の支給について提案をいただきましたが、本町においても以前「子宝祝金支給事業」として、出産時のお祝い金や3歳到達時の養育金として支給していましたが、国の三位一体改革の影響を受け、平成18年度をもって廃止した経緯があります。

初めに、本町における少子化の現状を申し上げますと、年少人口と言われるゼロ歳から14歳までの総人口の占める割合は、平成12年には13.6%でしたが、平成31年は10.5%で3.1ポイント減少しております。

また、一人の女性が一生に産む子供の平均数を示す合計特殊出生率は、平成12年は1.90でしたが、平成29年は1.49に減少しています。このほか、平成25年から29年までの5年の間に生まれた子供は、第1子目が41.4%、第2子目が37.0%、第3子目が17.1%、第4子目以降が4.4%でありました。

結婚、出産の有無を問わず、15歳から49歳までの女性全員を対象とした合計特殊出生率は低く、一方、出産された方は、半数以上が第2子以上を出産し、第3子以上でも2割を超えている現状であります。

町としましては、以上の少子化、出産の状況を考慮しますと、少子化対策を図る上で、出産、結婚に至るパートナーとの出会いづくりから、出産、子育ての期間までの一定の長い期

間にわたり、持続的、効果的に支援する施策が重要だと考えております。一時的な祝い金、養育金の交付につきましては、その効果、成果について全国の事例等を参考に調査研究してまいりたいと思います。

現在、本町において第3子以降の子供を持つ保護者を対象とした財政的支援につきましては、児童手当は3歳から小学校終了前までの子供に対し、月額1万円ですが、第3子以降の児童にあつては月額1万5,000円を支給し、現在165名が対象となっております。また、ことし10月1日から幼児教育の保育料無償化が始まり、保育料は満3歳児未満の場合は、原則、住民税非課税世帯以外は有償となりますが、第3子以降の子供に対しては所得にかかわらず無償とし、12名の乳幼児が対象となっています。このほか、副食費についても、年間所得360万円未満相当の家庭の子供は無償の対象となっておりますが、原則、第3子以降の子供に対しては、家庭の所得を問わず無償とし、7名が対象となっております。

このほか、子供の数にかかわらず、ひとり親支援としての児童扶養手当、医療費の満18歳までの無償化、要保護・準要保護世帯に対する就学援助支援などを通して、子育て世代に対する財政的支援を行い、また、特定不妊治療費の助成や妊娠期から子育て期までの切れ目のないサポート体制を整えるなど、子育て世代を支援する取り組みを行っております。

ことし1月から7月までの国全体の出生数は、前年の同期と比べると5.9%減少し、51万8,500人であり、出生数が90万人を割るのではないかと報道されています。これは30年ぶりの減少ペースであり、政府の想定を超える深刻な状況となっております。少子化は、社会保障制度や経済成長に大きく影響を及ぼす国全体の大きな課題であり、本町の少子化対策のみならず、国において抜本的な解決を図る必要があるものと考えており、全国の自治体とともに、国に対し抜本的な少子化対策を講じるよう政策提案を行ってまいりたいと考えております。

以上、遠藤明子議員のご質問のお答えとさせていただきます。

○議長 遠藤明子さん。

○2番 丁寧な説明をしていただきまして、ありがとうございます。

まず最初に、高齢者対策のほうですけれども、生活支援体制整備事業、これに関してでございますが、生活支援コーディネーターを配置しておられるということですが、1層、町で支援する方が1名、各地区から1名とあるんですが、この文書の中で、地区のほうでは6名を配置しとありますが、地区7地区あると思うんですが、その1名についてどうしてか、お聞きします。

○議長 大滝福祉介護課長。

○福祉介護課長 私のほうからお答えさせていただきます。

配置されていない地区については東沢地区になりますけれども、既に地区のほうでコーディネーターとかわるような機能を既に持たれておりまして、そこに新たに1名配置するということは特になくても大丈夫だということでお話をいただいたもので、ほかの6地区にそれぞれ1名ずつ配置させていただいております。

○議長 遠藤明子さん。

○2番 それでは、地域におけるコーディネーターさんのその仕事というのはどういったところまでが仕事の分担になるわけでしょうか、お聞きします。

○議長 大滝福祉介護課長。

○福祉介護課長 町全体的に取り組んでおります百歳体操なりサロンなりの居場所づくりのそういった支援も含めまして、各地区での課題等ございましたらば、それをどのような形で解決するかとか、そういった部分をお願いしておりまして、月に1回、各地区のコーディネーターさんと打ち合わせ等させていただいておりますので、第1層のコーディネーターさんと、また福祉課のほうと相談させていただきながら、そういった課題解決に向けてどういった取り組みが必要なのかとか、そういった部分協議させていただきながら、各地区における活動を行っていただいております。

○議長 遠藤明子さん。

○2番 地域におけるコーディネーターですけれども、地区の課題を解決するための施策というか、そういった補助をしていただくまでしていただいているのでしょうか。各地区とも地区計画のもとに事業がなされていて、さまざまな地区の事情などはあるわけですけれども、その地区のコーディネーターがそこまで取り組んだことをやって、この生活支援事業に携わっていただけるのか、そこをお聞きします。

○議長 大滝福祉介護課長。

○福祉介護課長 今ご指摘いただきましたように、やはり各地区でそれぞれ計画を持って進めていただいております。コーディネーター1名ができる部分というのはやはり限りがありますので、それにつきましては、各地区センターさんと連携を持ちながら進めていきたいというふうに考えております。

○議長 遠藤明子さん。

○2番 地域のコーディネーターにちょっとこだわるわけではないんですが、今、コーディネーターさんの活動費なり何なりは、町のほうで出していただいているということでございま

すけれども、今後もそういった体制は続いていくのでしょうか、町のほうでコーディネーターの費用についてはやっていくのかということです。

○議長 大滝福祉介護課長。

○福祉介護課長 現在のところ、継続して町のほうで第2層のコーディネーターさんのほうの費用については、継続して持っていきたいというふうに考えております。

○議長 遠藤明子さん。

○2番 地域で支える生活支援というものに対しては、かなりコーディネーターさんに課せられた部分というか仕事量というか、そういったものが大きいのではないのかなというふうに思っております。町と地域の拠点となるセンター、そこが連携をしていくということではございますけれども、連携する部分において、地域の課題というものを、町がどれだけコーディネーターを通して吸い上げをしているのか、そこら辺はわかっていらっしゃるでしょうか。

○議長 大滝福祉介護課長。

○福祉介護課長 コーディネーターの方からは、先ほどもお話ししたとおり、毎月1回いろいろ情報はいただいておりますが、なお、今年度につきましては、やはり地区との連携をより一層深める必要があるということの考えから、各地区それぞれを訪問させていただきまして、それぞれの意見交換等いただきながら、各地区の情報や状況などをお聞きしているところでございます。

○議長 遠藤明子さん。

○2番 各地区の協議体、地区の母体というか、そこがまだ実際に土台固めがなっていない状態で、この取り組みが始まって、居場所づくりが推進されていったという経過があるように見受けられます。その中で、居場所だけが、拠点だけが幾つか立ち上がり、多くの高齢者の方は、それなりの成果、効果があったということは私もお聞きしますので、認めますけれども、その居場所だけにとどまっているような事業としか見えないんですけれども、そこについてもう少し詳しく、これからの取り組みをこうしていくとか、そういったところはないのでしょうか。

○議長 大滝福祉介護課長。

○福祉介護課長 やはり、今、居場所づくり取り組んでいるのも、その居場所を起点としまして、住民の皆さんのお互いの支え合い、そういった部分がそこから発展していくということを期待しているところでございます。現状としましては、議員からお話しいただいたとおり、居場所づくりのほうが確かに先行している部分がありますが、今後、そういった居場所から

の支え合いの発展につきまして取り組んでまいりたいとは考えているところです。継続したそういった周知活動はもちろんですけれども、今後、支え合いへの発展するような、促すような取り組みは必要と感じております。県におきましても、こういった居場所づくり、あと支え合いのつくりの町村での担当者の情報共有の機会などがございました。そういった場面でも、やはり居場所までは各市町村ともある程度の一定数はでき上がったものの、そこからの相互の自主的な支え合いの活動までなかなか結びつかない、発展していかないというところで、いろいろお互い苦勞しているというか、なかなか発展しないということで、どのような取り組みがいいかということでいろいろ情報交換はさせていただいておりますが、やはり地道に事業のそういった支え合いの考え方の周知とともに、ある程度、町のほうでも誘導するような取り組み法もちょっと考えていかなくてはいけないと思っているところです。

○議長 遠藤明子さん。

○2番 なかなか居場所というか支え合いの部分というのも、また高齢者の健康増進も時間のかかることだとは思っているので、町のほうと、またそれから各地区とも課題を共有し合いながら進んでいかなければいけないなというふうに思いますので、よろしく願いをしたいと思えます。

また、地域におけるコーディネーターさんの役割というものが、すごく重荷になろうかとも思います。そういった部分では、2層の協議体の中の福祉的な部会があるわけですから、そこの中でも地域の課題を解決できるその部分で一緒に捉えながら発信していくべきだと思います。コーディネーターがその地域の部会の中に入っていきような、そういったスタイルを、これからしていただきたいと思います。

それでは、すみません、介護老人施設に関してでございます。

町長のほうからも、今までさまざまな取り組み、施設があるものを有効活用しながら取り進んでいくというお話を承りました。ただ、やっぱり地域の中で住民の方の声を聞きますと、なかなか入りにくいだとか、順番が来ないのよとか、そういう話も聞きます。これから高齢者もぐっとふえてくる中で、その高齢者が安心して過ごせるというか、暮らせるというか、そういった施設、やっぱりあるべきだと思います。例えば、空き施設とかそういったところを利用して集まれるような環境を整えるだとか、そういった道筋はないのでしょうか。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 切実な実態を踏まえてご質問いただきました。ありがとうございました。

私、議会議員の時代にデンマークの高齢者施設を研修することがありまして、そのときに

強く感じたのは、24時間体制でできるだけ自宅に生活が続けられるような仕組みをつくって、その上で、ぎりぎりに本人の選択として施設を利用されて終末を迎えられるわけでありませけれども、その入所施設でいる期間が1年に満たないというぐらいに、施設をやはり上手に使いながら、でも基本的には、その方の尊厳を尊重して在宅で日常生活が継続できるような支援ということをしていかないと、施設をつくって、自分の暮らしから全く別のところに行って安心だというのは、これは、考え方いろいろあると思いますけれども、寂しいんではないのかという思いをしております。

そういう中で、地域の支え合いということで、先ほどからご質問いただいているように、国は地域包括ケアシステムということで、医療と、さらに介護と地域というのを、限られた資源をそれぞれ有機的に活用しながら安定した生活をできるだけ送られるように、幸せな人生が全うできるような支援体制ということで、その一番基礎となる部分として、地域の支え合いということを示されております。さまざまな課題がありますし、年齢構成も違うわけでありまして、高齢者が高齢者を支え合うというのが実態でございますので、そういう中で、私からすると、いろいろ研修なども受けさせていただくと、私が今支援しているのは、次は自分がお世話になるときもあるので、今できることを、先輩を支えているんだというお話をいただいて、大変感動したところであります。

本当に困難な、お金で解決できるようなことではないものがたくさんあるわけでありまして、やはり十分な話し合いの場、十分な協議の場をつくりながら、互いに認め合っていく、持っている力を発揮できるような社会をつくる。それはまちづくりの一環だと思います。まちづくりという観点がないと、やはり介護とか福祉とかというところに切り分けされてしまうわけでありませ、地域で生活を続けられる仕組みが次の若い人たちにバトンタッチできる新たなまちづくりに展開できる、そういう仕組みをつくっていくことが求められているというふうに思っております。なかなか特効薬はないわけでありませけれども、そういう観点で、コーディネーターの皆さんが活躍できるような支援を考えていきたいと思ひます。

施設につきましては、当然介護給付が延びますので、介護給付が延びるということは、跳ね返りますと保険料に跳ね返っていくということになりますので、施設をつくってゴールということではなくて、施設を維持するために、給付を維持するために係る経費ということをどう賄っていくのかということから考えると、現行では、待機されている、希望されている方いらっしゃる現実はありませけれども、町内全域を見渡しますと、これから先、10年、20年先を見たときに、つくられた施設が本当に維持できるのかというようなことも踏まえて検

討させていただきますと考えております。

○議長 遠藤明子さん。

○2番 ありがとうございます。

全体的な高齢者の福祉対策という観点からでございますけれども、やっぱり、今の現状では、居場所に特化した事業で推移されている、そこしかない、ただ、地域の方々がともに支え合う、そういった取り組みが求められているものだと思います。居場所だけにとどまらず、地域間の中で、生活の観点から、例えばごみ出しを協力して隣のうちの人が行ってやるだとか、そういう心配りができる、そういったものにつながっていくように、各地区のセンター、窓口を初め、そこと共有しながら、または自治会長会さんなどとの話し合いも進めながら、この事業が地域のためだと、皆さんの生活を守るんだというような意識固めの中で取り組まれるように、今後とも強く要望してまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、雪対策についてでございます。すみません。

私が申しあげましたご近所同士や隣組単位での排雪作業は、これは申請も可能だということのを伺いました。ありがとうございます。この事業で申請というか、申請を申し込みしたという団体、そういうものはありますか、今までに。お聞きします。

○議長 奥村まちづくり課長。

○まちづくり課長 具体的に、これまで24年から続けておるわけですが、多くは、やはり地区単位、それから自治会、大字単位での申請が多いのが実情でございます。ただ、ご近所同士だけという世帯での申し込みは、今はなくて、あっても五、六件の方々が組んでボランティア会という部分で組織をされて、地域内の一斉除排雪というようなところに申し込んだ事例はあるところでございます。

○議長 遠藤明子さん。

○2番 多分、皆さんというか、地域の方々、この助成金というか交付金があるよというものを知らないだと思います。お隣さん同士で、冬になると雪で隣同士が喧嘩をし合うような、そういった現状もあるわけです。隣の雪だから隣に戻しておくとか、そうじゃなくて、やっぱり一緒になって、じゃ、隣のところまで、両隣まで広げながら排雪をする、そういった活動にも使えるというふうに、もっと強く利用してくださいと周知をお願いしたいと思います。

その除雪に対してですけれども、町のほうでは、そういった排雪等にできる、貸し出しができる機材とか道具というものはありますか、お聞きします。

○議長 吉田地域整備課長。

○地域整備課長 現時点では、貸し出しというのは、過去にはあったんですけども、現時点では持ち合わせていません。

○議長 遠藤明子さん。

○2番 やっぱり雪国ですから、どこの家でもダンプですとかスコップだとか、除雪機、機械などは持ち合わせているとは思いますが、こういった補助金の体制を取り組んでいるということですので、町のほうでも2つ、3つぐらいは貸し出しができるよというような備えがあってもいいのではないかなというふうに思います。ここにも、町にもあるからどうぞ使ってくださいぐらいな、そういった取り組みもぜひお願いしたいもんだなと思いますが、いかがですか。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 雪国で生活する者にとっては、雪の重みというのは本当に切実で、多くの皆さんが雪さえなかったら、ここはいいところだなというような思いを持っている方がたくさんいらっしゃるのかなというふうに思います。それだけ厳しい状況を抱えながら生活されているわけだとも思います。町で全てフルセットで用意しろということですが、やはり自前で除雪をされ、本当に自分の錠口の100メートルも長い距離を頑張って生活を守っている方もたくさんいますし、できるだけ範囲の中で町で対応できるものがあればということで検討はさせていただきますが、全てを町が賄えるという状況ではないことだけはご理解賜りたいと思います。

○議長 遠藤明子さん。

○2番 雪対策ということに関してでございますけれども、町のほうでは消雪道路、道路のほうの除雪に関しては、消雪道路が、道路整備をなさっているわけですが、今やさびとか老朽化とか、配管のふぐあいなんかで消雪道路の水が出なかったり、毎年のようにどこかかこかで不備などがあります。冬が始まるその前に点検はするものの、やっぱりいざ出してみると出が悪いだとか、老朽化が原因なんだよなんていう話も聞きますけれども、今後の策として、排雪に向けた流雪溝というか、流れる川みたいな、そういった取り組みとか、ほかの、他県のほうでは、これがないと本当に不便だからあってよかったなんていう話も聞きます。流雪溝などは、そういった検討の材料にならないか、もしくは無散水の消融溝のそういった設備などもいかがなものでしょうか。将来的に、そういったものの取り組みも必要ではないかと思いますが、お聞きします。

○議長 吉田地域整備課長。

○地域整備課長 議員ご指摘のとおり、流雪溝等々、近隣の市町村を見ると非常に有効な策ではございますが、本町におきましては、大きな課題といたしまして、水路に流す水を確保するという大きな課題が、現在検討中であります。なかなか水利権等々の問題もありまして、確実に水を確保するというのがまだめどが立っていない状況でございますので、今後そういった水の確保を含めて検討材料になるとは思っておりますが、何分にも大きな事業でございますので、慎重に取り組んでいきたいと思っております。現時点で、議員のご質問に対しては、早急に取り組む予定はないというふうにお答えしたいと思います。

○議長 遠藤明子さん。

○2番 水の確保についてですけれども、これ、毎年そうなんですね、白川土地改良区ですとか、そこの話し合いですとか、そういった形で前に進んでいかないような、そういう状況です。なるべく、今のところはないと言いながらも、やっぱり一歩先に進むような、そういった取り組みを期待したいと思います。水の確保につながる、そういった努力、どこかで流していただきたいということも含めて、ぜひ検討をお願いしたいと思います。

それでは、すみません、最後に、少子化対策についてちょっと進めていきたいと思えます。

町のほうでも子育て支援のほうで、少子化対策、さまざまな取り組みをなさって、子育てをする若い世代のご夫婦を支援をしていただいているという取り組みではございます。その中でも、やっぱり以前あったその出産祝い金ですか、昔あったけれども今はなくなったという状況ですけれども、他の市町村を見た場合にですけれども、今現在やっているところで、その交付事業として、例えばですけれども、西川町のほうでは、第3子以降は10万円ですとか、大石田町は第1子から5万円、それから他市出産祝い金事業ということで、金山町なんかは、第3子は10万円、第4子で50万、第5子で100万円ですとか、最上町でもそれぞれお金が出されていると。三つ子以上になると、最上町などは100万円を出産お祝い金ということで出されているですとか、そのほかにも大蔵村ですとか戸沢村さんなども、そのお祝い金事業がなされています。近隣では、こうのとりの祝金支給ということで長井市さんですとか、南陽市さんは、第1子、第2子で5万円の商品券、第3子以降は10万円の商品券、お隣の飯豊町さんも、同じように第1子、第2子で3万円の商品券、3子以降は10万円の商品券などが配られていると。町のほうでも、もう一度この事業について、お祝い金という形の取り組み、どうでしょうか、考えて、今後ないでしょうか、こういった取り組みは。お聞きします。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 県内でも他の自治体で取り組みをされているという報告は、いただいているところがあります。どうやったら少子化を食い止めることができるのかということは、我々だけのみならず、日本全体で考えていかなければならない課題というふうに思っております。

一番は、川西町内でいろいろご意見いただくと、川西町は、子供のいる世帯で第3子、第4子の方が置賜のあたりにも多いよねということをお願いしております、結婚し、出産をされる方々の家庭では、子供の数は本当に兄弟が多いのかなというふうに思っています。

少子化というふうに見たときには、全体として結婚に結びつくとか、家庭を持つというところの部分が、出会いから出産、そして子育てまでつながっていかないと、なかなか少子化という、少子化ということ自体には結びついていないのが現実であります。子供が生まれたことに対してお祝い金を支給する、お祝いするということは、町全体として考えていかなければならないと思いますが、それがすなわち少子化対策につながるかどうかということは、もう少し検証していかなければいけないなと思います。

本町の場合、以前取り組んでいた内容のときには、これちょっと触れましたけれども、交付税が無駄に使われているというキャンペーンがありまして、都会ではしないことを地方のほうではばらまいて交付税が使われていると、交付税はもっと減らしてもいいんじゃないかという議論に使われた経過がございまして、やむなく廃止をさせていただいた経過がございまして。そういった意味では、持続性のある少子化対策をどうしていったらいいのかということと、子宝に恵まれた皆さんを、やはりみんなで喜び合うような仕組みが必要だということについては、私たちも赤ちゃんが生まれたときに絵本を贈ったりとかいろいろさせていただいておりますが、もっと充実したことができないかどうか、検討させていただきたいと思っております。

○議長 遠藤明子さん。

○2番 この子育て、少子化に向けての取り組みは、やっぱり大変な課題であるけれども、なかなかこれはどうしようもない、本人同士のこともありますし、大変だということはわかるんですけども、今現在川西町では、やっぱりアパートがふえ、核家族化が進んで、若い人たちは若い人たちで住み始めてとか、そういった生活環境の方が多く見受けられます。その中で、やっぱりまとまった支援というか、お金、交付金があると助かるなという声も、これもあるのも確かでございます。どうかそこら辺を鑑みて、この事業にももう少し検討をしていただきたいと思いますというふうに思います。

最後でございます。私、この高齢者福祉の件で、今回問題化させていただきましたけれど

も、この地域の方々の支え合い、やっぱり民と官と、それぞれが連携をして地域づくりというものはなされるべきであり、お互いのできないところを分担化しながら、カバーしながら、そして支え合う、そういった社会がこれからもますます求められているところでございます。ですので、民のほうに負担がかからないように、負担ばかりが、そういったかからないような、そういった取り組みの中で、ぜひ進めていただきたいと思います。

以上でございます。どうもありがとうございました。

○議長 遠藤明子さんの一般質問は終了いたしました。

ここで休憩いたします。

再開時刻を午後1時といたします。

(午前11時50分)

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時00分)

○議長 第3順位の伊藤寿郎君は質問席にお着きください。

7番伊藤寿郎君。

第3順位、伊藤寿郎君。

(7番 伊藤寿郎君 登壇)

○7番 議長に通告のとおり、壇上にて質問いたします。

冒頭、さきの台風19号において被災された方々に、心からお見舞い申し上げますとともに、一日も早くふだんどおりの生活に戻られることを切に願い、しっかりと応援していきたいと思っております。

それでは、質問に入ります。

大項目の1つ目には、台風19号における災害対応についてお伺いします。

10月12日、13日に上陸した台風19号では、非常に強い雨が日本を襲い、関東、東北での各地での降水量が観測史上1位を更新する記録的な大雨となった。当町においても、大雨による河川や水路が氾濫し、生活道路の冠水、建物や農作物の浸水、農地に堆積した稲わらなど、大きな被害を受けた。

当町は、過去に昭和42年発生した羽越豪雨を受けて以来、災害の少ない町として生活してきたが、過去の教訓が万全に活かされたかと考えると、そうではないと考える。町の災害対

策本部での的確な情報収集、避難所設置など、初動体制に課題があったのではないかと。また、洪水のハザードマップ、避難所の見直しも早急に対応すべきと考えます。

被災のあった私の地元吉島地区では、行政との命令系統の明確化、情報の共有の遅さによる地域の対応体制のもろさが見えてきたとの意見を聞ききます。また、夜通しの水防・救助活動に当たられた消防団の方は、消防団としての連携や優先事項、指示誘導の仕方などに課題が残ったとお聞きしました。特に、被災した西原自治会の方からは、自治会の災害に備えての体制づくりやマニュアルの策定、要援護者の把握などを含めて対策を練っていかねばならないと、前向きなご意見をお聞きしました。

今回の教訓から、未来の防災をどう生かすか。また、被災された町民の皆さんが、一日も早くもとの生活に戻られる支援をどのように進めていくお考えかを伺います。

2つ目は、鳥獣による農林業被害の防止対策について質問いたします。

鳥獣による農林水産業に係る被害の防止のための特別措置法が、平成20年から施行されております。しかしながら、本町においては、繁殖率の高いイノシシ、鹿、タヌキ、猿によって農林業の受ける被害は、毎年相当な額に上ります。農業被害はもとより、樹木の枯死による林業被害も大きく、農林業の存続すら論議されております。従来から電気柵を設けるなどの措置を講じて一定の成果を上げてきましたが、被害が根絶されたわけではありません。鳥獣の捕獲、防止施策を適切に実施しなければなりません。人口の減少と高齢化により、人材をこれからも確保していくことができるのかということが、心配されます。

先日、産業厚生常任委員会における行政視察で伺った埼玉県飯能市役所の鳥獣被害対策では、平成30年に農林課から農業振興課鳥獣被害対策室を新たに設け、市長から任命された組織横断的なプロジェクトチームを立ち上げ、職員79名で活動を行っている。この対策隊は、地域住民の理解と協力に支えられながら「地域ぐるみの鳥獣被害に強い地域づくり」を目指す先進的な事例を、勉強してきました。

また、最近では、鳥獣のジビエを取り扱う人気のレストランも報道されております。食肉利用も重要であると考えます。町長は、どのように町の農林業を鳥獣の被害から守っていかうとお考えか、お伺いします。

以上、壇上からの質問といたします。

○議長 町長原田俊二君。

(町長 原田俊二君 登壇)

○町長 伊藤寿郎議員のご質問にお答えいたします。

初めに、台風19号における災害対応について、災害対策本部における初動体制の課題は、
についてであります。災害発生が予想される場合、もしくは災害が発生した場合においては、
町が策定している地域防災計画に基づき、災害応急計画の目的に沿って被害拡大の防御
または応急対策を迅速に実施し、住民の生命、身体及び財産の確保を図るために、災害警
戒・対策体制の対応のため、第1次体制、災害対策連絡協議会を設置するための第2次体制、
災害対策本部を設置するための第3次体制と、段階的に体制を進めることとしております。

このたびの台風19号の対応につきましては、本計画に基づき、第1次、第2次と体制整備
を図り、最終的に第3次体制となる災害対策本部を設置し、当日の台風接近に伴う気象状況
(降雨量・河川の水位情報・現場情報)等を総合的に考慮の上、本部長判断により警戒レベ
ル4で避難勧告を発令するとともに、町内4カ所に緊急避難所を設けました。さらに本部と
各地区自主防災組織と連携を図りながら避難所を設置運営し、また国の河川情報やメディア
情報等を随時確認しながら消防署や水防団との連携を図り、警戒活動、災害対応への指示に
当たりました。

しかしながら、夜間での避難勧告であったことや、町内の被害情報の把握、対策本部の機
能、また災害時において重要視されている住民への情報提供、周知について、町ホームペー
ジやフェイスブック、エリアメール等の活用を行ったものの、十分ではなかったと認識して
おり、再整備していかなければならないと捉えております。

次に、洪水のハザードマップ、避難所の見直しは、についてであります。現在の洪水ハ
ザードマップは平成22年度に作成したもので、浸水想定区域については、国管理河川の最上
川水系からの浸水を想定して作成したものであります。ことしに入り、県より町内を流れる
県管理河川である犬川、黒川、誕生川、鬼面川の4河川の浸水想定区域の情報提供を受けた
ことから、現在、最上川に加えて、この4河川分を重ね合わせた新たなハザードマップを作
成中であり、関係機関等と協議しながら準備しております。

なお、新たなハザードマップは、水防法改正に伴う想定最大規模降雨を、百年に一度以上
から千年に一度以上の降雨量を確立想定として作成するとともに、避難所については、その
浸水想定区域を考慮し見直しを図っております。

次に、地域の対応体制の見直しはあるかについてであります。基本的な災害時の対応の
原則としては自助、共助、さらには公助が有機的に連携することが重要だと言われておりま
す。

また、地域の災害対応体制については、自治会をベースとした自主防災組織による体制づ

くりの共助が重要ではありますが、ふだんから声をかけ合うような近所づき合いが大切であり、向こう三軒両隣の意識を持ち、本町でもたびたびご講演いただいている防災・危機管理アドバイザーの山村武彦先生が提唱されている、ほどよい距離間の中の近くの人々が助け合う「互近助」の力も必要と思われまますので、町民の皆さんにこのような意識を常日ごろから持っていただくための啓蒙の強化を図ってまいりたいと考えております。

次に、水防・救助活動の連携をどう図るのかについてであります。このたびの水防活動においては、夜間での危険が伴う状況の中、警戒活動や災害対応に400名を超える団員が出動し大きな力を発揮いただきました。心から敬意と感謝を申し上げます。

さきに、消防団幹部との意見交換を開催し、このたびの水防活動等において意見交換を行いました。実態として、本部と団との情報共有面において、現場活動における伝達、連携を含め、種々問題があったことから、これらを整理した上で、このたびの実践経験の反省を今後の活動に有効に生かし、町、消防署、消防団のさらなる連携、体制強化を進めてまいりたいと考えております。

次に、各自治会の体制づくりとマニュアル策定をどう進めるかについてであります。これまで町においては、地域防災計画に基づき、毎年、町総合防災訓練を各地区自主防災組織と連携を図りながら実施し、災害対策に向けて備えてきております。

各地区自主防災組織においては、自治会を含めた組織体制をしかれ、各地区独自に策定している地区防災計画に基づき、防災訓練等を毎年実施しております。しかし、毎年実施している防災訓練は、巨大地震を想定し実施してまいりましたが、このたびの浸水被害を経験し、洪水の備えに対しても強化していかなければならないと考えております。

なお、自治会のマニュアル策定については、まだ進んでいない状況にありますので、今後、策定に向け情報の提供等を進めてまいりたいと思います。

次に、今回の教訓から、未来の防災をどう生かすかについてであります。災害対応の本部長の責任・心構えとして、疑わしいときは行動せよ、最悪の事態を想定し、行動せよ、空振りには許されるが、見逃しは許されないの3つの行動原理を改めて再認識し、災害時の応急体制の早期確立、避難勧告等の的確な発令に関する判断基準の確立、マスコミ等を活用した住民への情報周知等、初期行動の迅速化を常に意識した防災対応に努めるとともに、今回の浸水被害を教訓に避難所を根本的に見直すなど、ハザードマップへ反映してまいりたいと考えております。

また、近年の災害の状況を踏まえれば、ゲリラ的な気象変化等により災害発生の予測が困

難なケースがふえております。このようなことから、住民の皆さんには、町からの避難勧告等を待つよりも、基本的には個々での迅速な行動対応が必要であり、さまざまな手段で情報を取得する意識を高めていただくことが何より大切であります。今後、より意識を高める啓蒙活動に力を入れるとともに、各地区自主防災組織との連携、協力の強化やより実践的な総合防災訓練の実施等、防災対応への備えを高めてまいりたいと考えております。

次に、現在、被災された町民への支援をどのように進めていくかについてであります。このたびの台風19号においては、幸いにして人的被害はなかったものの、住居等において床上浸水被害が発生し、被災された皆様におかれては、現在も通常の生活に戻れない状況にあるなど、いまだ災害の爪跡が残っております。

台風による記録的な豪雨は、冠水や土砂流入による道路の寸断や水路、農地ののり面崩壊など多くの被害をもたらすとともに、このたびは水田における稲わらの堆積被害が生じ、現在その対応に追われている状況にあります。稲わらの堆積問題は、幸いにして農林水産省及び環境省の補助事業により、復旧に向けた後押し対策を進めている状況にあります。

また、住居の浸水被災を受けた住民の皆様には、町として災害見舞金を支給するとともに、株式会社ダリヤパークサービス様からの提供により、浴浴センターまどかの入浴券の配布を行ったところであります。さらに、町独自の支援として、床上被害を受けた住宅の修繕補助事業や保険申請等に必要となる罹災証明の発行への無償支援、継続的に発生する災害ゴミの処理施設への搬入処理に対する経費の無償対応などを行っておりますが、今後も国等からの支援策等を見据えながら、被災者に対する支援を図ってまいりたいと考えております。

次に、鳥獣による農林業被害防止対策について、新たな防止対策を考えているかについてであります。本町では、これまで有害鳥獣による被害防止対策として、平成23年に「川西町農作物鳥獣被害防止対策協議会」を設置し、玉庭地区や東沢地区で地域ぐるみの活動の展開や捕獲活動の支援、捕獲機材の整備等を行っているほか、平成26年には「川西町鳥獣被害対策実施隊」を設置し、被害防止計画に基づき、猟友会員による駆除活動を実施しております。

また、国・県の交付金等を活用し、被害防止に向けた電気柵設置補助、生息環境管理に向けた緩衝帯整備、捕獲向上に向けたICT新技術の導入、担い手確保に向けた狩猟免許取得補助等に取り組んでおります。

本年度の有害捕獲実績は、現在ツキノワグマ8頭、ニホンザル12頭、イノシシ3頭、サギ41羽等となっており、ツキノワグマは昨年度の4倍で過去最高、ニホンザルは昨年度の2倍、

イノシシは、狩猟期以外では初めて捕獲している状況であります。

これまでの被害防止対策の取り組みにより、本町における農作物被害は減少傾向にあり、クマ剥ぎの林業被害もほとんどない状況で推移しています。一方、全国的な傾向ではありますが、イノシシ被害の急増であります。現在、山形県ではイノシシ被害を大きな課題として捉え、対策に力を入れている状況であります。本町では数年前から狩猟期に捕獲されておりますが、平成28年度は9頭、平成29年度は18頭、平成30年度には20頭を数えております。日中の目撃は余りありませんが、年々捕獲頭数が増加しているにもかかわらず、田や草地の掘り起こし等の被害がふえており、高い繁殖率のため個体数が急増していると推測しております。その他、ツキノワグマやニホンザルの出没エリアの拡大やニホンジカの日撃など、有害鳥獣出没の範囲は広がる傾向にあります。

今後、本町においても、山形県から捕獲許可の権限移譲を受け、よりスピーディーな捕獲活動に努め、被害防止対策を継続するとともに、山形県と連携しながらイノシシ等の新たな対策を進めてまいります。

次に、被害防止対策においてこれからの人材確保をどうするかについてであります。全国的にこれまで狩猟者の数が久しく減少し続けてきたことから、今後の鳥獣対策の担い手となる新規狩猟者の確保と育成は、喫緊の課題となっております。そのため、山形県では狩猟普及セミナーや狩猟免許試験受験者向け講習会、新規狩猟者向け技能講習会を開催しているほか、銃等の備品購入補助を実施しており、本町でもこれからの講習会参加経費や備品購入補助のかさ上げなど、新規狩猟免許取得への補助を行っております。その結果、山形県ではこの数年、狩猟免許取得者が増加しており、本町においても平成25年度の補助創設以来、12名が狩猟免許を取得しております。

また、山形県では現在、猟友会員の少ない市町村や、日中の就労等でわな等の見回りを行う人員確保が困難な市町村などに対し、猟友会員の作業負担の軽減を図るため、民間事業者が実施する見回り作業への支援を検討しております。これには地域の猟友会と協議し、了解が必要となりますが、今後の人材不足や負担軽減に向けた一つの対策と捉えております。

今後、イノシシ急増による駆除対応を初め、ニホンジカの被害が懸念される状況を踏まえれば、より多くの人材確保やICT機器活用による見回り負担軽減などが求められてきますので、これまでの取り組みを継続するとともに、山形県や猟友会と連携しながら人材確保に努めてまいります。

次に、地域ぐるみの鳥獣被害に強い地域づくりをどう考えるかについてであります。自

分の圃場は自分で守るという個人の対策はもちろん必要であります、個人の対応には限度があります。集落内を移動する野生動物に対応するには、個人でできる対策を集落みんなで取り組むことを初め、被害防除、環境管理、捕獲の3つの取り組みを総合的に実施する地域ぐるみの対策が重要とされております。

本町では、平成29年度に、山形県の地域ぐるみで行う鳥獣被害対策支援事業の重点支援地区に玉庭地区が選定され、地域住民との話し合いから集落点検を行い、御伊勢町の実証圃への電気柵設置、ニホンザルの目撃情報の集約、花火やパチンコによる効果的な追い払いなどの研修を実施したところであります。これにより、電気柵による被害防止効果が大きいことが実証され、現在玉庭地区を中心に電気柵の設置が進んでおります。そのほか、ニホンザルの餌となる柿や栗の放任果樹木を伐採するなど環境管理を図ったほか、平成30年度に町で整備した緩衝帯の効果もあり、今年度の同地区でのニホンザル被害は、大きく減少している状況であります。

単年度の取り組みですぐに被害減少に結びつけることは非常に困難であり、地域ぐるみで継続的に被害防除、環境管理、捕獲の取り組みを総合的に実施していくことが大事であります。今後、玉庭地区での取り組みを一つのモデルとして、他地区でも地域の状況に合った地域ぐるみの鳥獣対策ができるよう、町として支援していきたいと考えます。

また、捕獲した鳥獣の処理方法であります、ニホンザルは埋設及び焼却、クマ及びイノシシは猟友会員が自家消費を行っております。議員ご指摘のとおり、食肉利用も重要であるとは考えますが、捕獲した鳥獣を食肉として供給するに当たっては、衛生管理の徹底や放射線量の測定が不可欠であり、放血、内臓摘出、剥皮や低温での運搬を行うための移動式解体処理車、処理加工施設といったハード面での整備が必要となります。また、経営的には、年間1,000頭以上必要と言われる安定した捕獲頭数の確保が求められていることから、現時点において、飲食、小売等への供給は難しいと捉えております。

以上、伊藤寿郎議員のご質問の答えとさせていただきます。

○議長 伊藤寿郎君。

○7番 初めに、町長答弁の中からお聞きしたいことが何点かありまして、お聞きしたいと思っております。

やはり、情報だったり周知のかなめでもあります町ホームページの防災の記事を、やはりこういう時期ですので、かなり町民の皆様が気にされてホームページを見られたりとかされていると思うんですけれども、防災のほうに入りまして、町の防災というところで、川西町

の防災についてというふうなクリックすると、その川西町の防災について文言が掲載されていますので、ちょっとお読みしたいと思います。

川西町の防災について。災害は忘れたころにやってくると言われていています。本町においては、昭和42年8月29日の羽越水害以降は大きな災害はありませんが、ということで、もう冒頭から先ほど質問にもしましたけれども、昭和42年の羽越水害から大きな災害はないというふうなところから始まっているのは、今回の台風19号の水害はどのようなことだったのかということが、このホームページの周知に、そこから始まっているのは、やはりこれは文言を訂正したり、更新すべきではないかなと、まず1点思います。

2点目は、同じ防災のほうの中で、河川の水位を確認できますという掲載の欄がございます。これも町民の方々は、ホームページでこういう水位も見られるんだと、今大丈夫なのかなと、雨が降ったときはちょっとこれを見てみようかなというふうになるとは思いますので、そこを読みますと……

○議長 伊藤寿郎君、1点ずつ質問してください。

○7番 はい。

○議長 1点終わらしてから。

○7番 ありがとうございます。はい、すみません。

まず、その文言について、昭和羽越水害についてお聞きしたいと思います。

○議長 鈴木総務課長。

○総務課長 ただいまご指摘ありました町ホームページの町の防災の部分での、もう出だしから、昭和42年以来大きな災害がないと、半世紀以上ないというような出だし、そういったもう防災の意識の欠如ではないのかというふうなご指摘かと思います。ただいまのお話を十分受けとめまして、このホームページ、文言を修正してまいりたいと思います。

○議長 伊藤寿郎君。

○7番 まずは、町民の皆さんにいち早く情報が伝わるような掲載をお願いしたいと思います。

もう一つなんですけれども、ホームページの中で、河川の水位を確認できるというところの掲載の欄を見ますと、河川、黒川の上奥田沼ノ下橋に設置（31年4月）ということで、危機管理型水位計を設置したということでしたけれども、今回、黒川も要因にはなっておりますので、この危機管理型水位計というものが、今回この19号水害に効果があったものかどうか、またこの管理できる水位計というのは、今後この水位計が有効であれば、他河川のほうに導入する見込みがあるかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長 鈴木総務課長。

○総務課長 危機管理型水位計ですが、これ簡易型だというふうに思っております。でありますので、町が避難情報等判断する、例えば水防団待機水位とか、氾濫注意水位とか避難判断水位とかいうものに、直接その水位を用いてはございません。ただ、その水位計が上昇しているという情報を得られれば、地元の水防団なり、私ども危機管理担当であったり、もしくは消防署であったりが現地に出向いて、やはり現状を確認するためのその手だてにはなるのかなというふうに思っておりますので、設置したのは県でございますけれども、情報としては、ホームページと連動してホームページにリンクして見られるようにしております。そのようなことで、まずございます。

○議長 伊藤寿郎君。

○7番 その管理型水位計の簡易型、簡単だというふうなことで、県が設置されたということでもありますけれども、やはり県のホームページだったりとか、水位が目に見えるような、そういうI o Tを使われた機器であれば、何かリンクするものとあわせて、じゃ、水位が高くなったらちょっと危険だなとか、そういう情報は得られないのでしょうか。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 その水位計については、国が管理しているものと県が管理しているところありますけれども、我々も情報提供をお願いしたいということで提供させていただいていますが、この簡易型については、水位が上がると発光するというようなことで、これ危険だぞということをお知らせするような内容というふうにお聞きしておりますので、そこから発信して情報が我々のところまで提供されるかどうかというのは、ちょっと確認をさせていただいて、後で答弁させていただきたいと思いますが、簡易型というのは、あくまでも危険水位に達したときに上がって上昇して危険を皆さんにお知らせするというような内容というふうに、私説明を受けたように記憶しておりますので、もう一度確認をさせていただきたいと思います。

○議長 伊藤寿郎君。

○7番 その水位計が有効的なものであれば、やはり大雨の中、それも今回の夜、夜中のような、例えば水門、樋門の開け閉めに行ったりとか、水門にたどり着けないような、草がまだいっぱいあって入れないようなところも産業厚生の方で視察をさせていただいたんですけども、そういった皆さんに周知できるような、本当に有効的な水位計であれば、なお本当によろしいんじゃないかなと思いますんで、そのあたりの確認をぜひお願いしたいと思います。

続きまして、初動対応についてお伺いしたいと思います。

町の災害応急計画というところを見ますと、災害対策本部を設置するに当たりまして、今回の水害も通常の災害もそうだと思うんですけども、1段階から3段階まで、1から3次体制の段階制度になっておりまして、それぞれに警戒の体制だったりとか、災害対策本部をとったりとかということで、段階的に踏まれて、災害の状況、そして参集の範囲を、一覧表になっておるんですけども、やはり今回のような予想もしないもう相当な雨量でしたので、やはりこの体制の一覧表の段階が、この段階を超えているような災害になるのではないかと、ある程度危機管理を持ちながら対策本部を早急に立ち上げるなど、原則となる体制の見直しなんかは、この一覧表よりももっと前倒しにして見直すべきではないかなと思いますけれども、町長はどう考えられていますか。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 今回、台風19号につきましては、太平洋側を中心にしながら北上するという事で予測できたわけでありまして、我々も進路を十分注視しながら、どのような雨の降り方があるのかということで、12日の朝から、総務課を中心にしながら情報収集に当たってきたところでありまして。午後になりまして雨足が強くなったということで、さらに招集範囲を広げながら第2次体制に入ったところでありまして、厳格にすれば、隣の宮城県ではあのような大きな災害が発生しているわけでありまして、隣り合わせである山形県においても危機感を持って取り組むべきだったという、もっと前倒しした体制を整えるべきではなかったかということについては、ご指摘いただいたとおりでございますので、十分そのことを踏まえながら次の教訓に生かしていきたいと考えております。

○議長 伊藤寿郎君。

○7番 この災害応急計画の中の、その体制の件でお伺いしたいと思います。先ほど言いましたとおり、段階的な第1次体制から災害対策本部が行われる第3次体制まで3段階になっておりまして、その下には連絡体制のものが提示されておりますけれども、連絡会議を、これは第2次体制になると思うんですけども、町災害対策連絡会議の中では、町長、副町長、委員の課長さんたちがいらっしゃっていて、その下に総務課が事務局となって、応急対策班があつたりとか、段階が上から順番にありまして、事務局の、総務課から地区のほうに連絡をおろす地域連絡員という方がいらっしゃいまして、その下には、連絡会議の指示により各地区交流センターへ出動というふうに、上からの指令系というか、ものであるんですけども、この地域の連絡員というのを余り耳にしない、地区の方も地域の連絡員という方がどの

ような方がこのような役をされているのかどうか、ちょっと確認したいと思います。

○議長 鈴木総務課長。

○総務課長 地域連絡員につきましては町職員で、それぞれの地元の者2名を当たらせております。

○議長 伊藤寿郎君。

○7番 その地域連絡員の方、町職員の方から各地区交流センターのほうに連絡が行くというふうな流れになると思いますけれども、今回の地区の皆様の方からは、情報の共有の遅さが指摘をされておりましたので、おくれるようになると、交流センターからその上の方が地域連絡員、その上が事務局、総務課さんということになっておりますけれども、地区のほうのおくれがあったというふうなことはお聞きになられているかどうか、確認したいと思います。

○議長 鈴木総務課長。

○総務課長 第2次体制以降、即第3次体制も短時間で行きまして、4地区で緊急避難所を設けました。それぞれ設けた4地区の中で、議員ご出身の吉島地区等につきましては、地域連絡員の体制が不十分であったというような状況でございました。

○議長 伊藤寿郎君。

○7番 まして、たしか僕のほうに連絡が来たのは10時45分ぐらいでしたので、もう寝ていてもおかしくないかなという時間ですし、もうすぐやむんじやないかなというふうな感じも受けていたところも、僕自身もありましたし、こんなにも雨が続くのかと、本当に予想できなくて、まして夜、夜中でというふうになると、こういった連絡体制も本当に、もし連絡員の方が連絡とれなかったり、その下の地区の交流センターにも連絡とりにくかったり、遅かったりとかすれば、どんどんとやっぱりおくれしてしまうという、何か、その体制は組織的にはわかりますけれども、本当に緊急性で、もしかしたら人命にかかわったかもしれないという今回の台風を見ますと、連絡の体制づくりを、もうちょっと、夜でも間違いなく、早急にというふうなことは、やっぱり、今回の教訓として、何か町長はお聞きになりましたか。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 初動体制の早さといいますか、初動体制の整えながら災害に対応するというのは、もう要諦でありまして、空振りを恐れずということからすれば、今回の部分について不十分であったというご指摘については十分反省し、受けとめなければいけないというふうに思っております。

私たちがずっと監視したのは、町内の雨量であります。消防署で雨量計をずっと計算して、累積でも110ミリというような雨でありました。東沢で170ミリぐらいは経過しておりますけれども、そのような激しい雨ということではなくて、断続的に何時間か降りましたけれども、最大降雨量も時間当たりで20ミリに至らないという状況が続いておりました。災害が発生する状況になる、豪雨が警戒しなきゃならないという場合には、山形気象台から私のところに連絡が入るといいますか、気象台長からまっすぐ警告といえますか、そういった災害が予想されるということがあれば、できるだけ早く情報提供いただけるという体制になっております。そういったものも町のほうには届きませんでしたし、こういう状況を見ると、本当にこのような浸水被害が出るようなことを予測できるような状況の雨の降り方ではなかったという意味で、それは危機管理が弱かったというふうにご指摘になるかもしれませんが、町内の雨の降り方としては、それほど集中的に災害が発生するぐらいまでに予測できる状況ではなかったということをご理解いただきたいなど。ただ、高畠さんや米沢市さんを中心とした奥羽山系の雨の降り方が激しく降って、そのことによる最上川の増水ということが予想以上に大きかった、その影響を支流である県管理河川がさまざまな形で影響を受けたということが、2次的に浸水被害になってしまったのではないかと。

今回、全国的にも言われているのが、内水面です。内水対策をやっぱりしっかりしていかなきゃいけないだろうと、河川がやっぱり長い、国管理河川長いわけでありまして、そこに断続的に流域が降り続くことによって、流域浸水といえますか、内水面が上がってしまうというようなことが、今回あらわになったわけでありまして、川西町は最上川に隣接しておりますので、そのことをもっと深刻に受けとめながら対策を講じていかなきゃいけないと、そういう意味では、初動体制の体制整備というのを早目に着手することが肝要だということ、肝に銘じていきたいと思っております。

○議長 伊藤寿郎君。

○7番 やはり私も羽越水害も経験しておりませんですし、年でいうと、五十五、六以下の方は、全くお父さんだったり、じいちゃんの話聞くぐらいで、まず初めてのことでした。道路がこんなに冠水するなんてとか、川が氾濫するのも、やっぱり見たときもなかったんで、やっぱり地元の被災に遭われた地区の方は、どうすればいいのかと、そうなると、頼るのは、例えば町はどうしてくれるんだとか、町の対応は、命令形のものはどうなっているんだという、やはりすがらざるを得ない状況があったと思うんですね。なんで、ある程度地元の方もしかり、水防消防団の方もある程度初めてのことでけれども、ここはもう何とかしなくちゃ

いけない、でも、やはり町からの命令というか指示だったりとか、そういうものが明らかに早急であれば、もっと早目に対応できたなというふうな、やっぱりご意見をいただいているのが多いものですから、本当に毎年続くようなゲリラ豪雨ですので、こういった点は、本当に教訓としてぜひお願いしたいものだと思います。

続きまして、ハザードマップについて、2番目にもありますけれども、お聞きしたいと思います。

私、ゲリラ豪雨の発生した昨年度の最上地方のゲリラ豪雨だったりとか、その前にもあった水害に関して、平成28年12月定例会、平成30年9月定例会で、ゲリラ豪雨に対して一般質問をさせていただきました。その都度、必ず洪水マップ、洪水避難地図ですね、皆さんが洪水になったとき、災害があったとき、地震があったとき、どこにどの場所に避難をして、とりあえずここで避難をして待っていようというふうな地図をもとに、皆さん避難をされていると思うんですけれども、やはり平成22年度改訂版、平成22年度で、もう令和という年になっておりますので、その都度私は、30年度も28年度の一般質問もハザードマップが何で改定されないのか、何で今一番大事なところに、我々この場所に避難しましょうというふうなことが示されていないのか、やはりずっと思っておりましたので、一般質問させていただいたんですけれども、今現在、この答弁もわかりますとおり、県から出されないと、何か進められないというのは本当に十分わかりますけれども、早急に、いつぐらいに、洪水に対しての避難地図、ハザードマップができる予定なのかだけお聞きしたいと思います。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 ただいま質問いただきましたハザードマップの作成については、急いで、今年度の予算の中で取り組んでおまして、できれば9月ぐらいまでにはつくりたいなということで準備進めてきたところでありますが、やはりどこに逃げるのかということ、やはり実態を見ていかなきゃならないということで、今回の19号の状況から見ると、中郡小学校が避難場所になったわけでありましたが、中郡小学校ですら道路が冠水したり、駐車場まで水が上がるという状況があって、そこに避難するということが自体が問題ではないかという地元からも声をいただきました。他の地区におきましても、大塚、犬川、そして吉島地区などにおきましても、適切な場所ではないのではないかということがあって、見直し作業などをさせていただいて、今回の状況を十分踏まえながら対応して変えていきたいと思っております。これからの発行については総務課長から説明させますので、よろしくお聞きしたいと思います。

○議長 鈴木総務課長。

○総務課長 新たなハザードマップにつきましては、ただいま町長が申しあげましたとおり、ただいま最終段階に入っております。平成22年度のやつは、Aゼロ版というのか、大きな用紙片面刷りで町全体をあらわしておりました。このたびは、それを町を2分いたしまして、平野部、どちらかといえば浸水に遭う平野部の部分の洪水のハザードマップ、それから玉庭、東沢を中心とした、どちらかという土砂災害に危険性があるエリアということで、両面刷り、2面の、表裏2面、両面を使つてのハザードマップを準備いたしまして、ですので、エリアが拡大する形となって、よりマッピングが詳細な形でお示しすることができるものと、今いたしております。加えまして、その避難所につきましては、ただいま町長ありましたとおり、特に平場の部分の浸水想定区域にこれまで避難所を設けておりました部分につきましては、全面的に洪水の際の避難所としては不適切だということで、そこは外させていただくことで、今進めております。それは洪水に限ってということなので、場合によってちょっと話は飛びますが、地震等の場合は、それは使える施設はそのときは使うというふうになるかと思いますが、洪水の部分での避難所としては不適切ということで外させていただく、今予定でございます。

以上でございます。

○議長 伊藤寿郎君。

○7番 この22年度の改正版を見ますと、避難施設と避難地区名が書いてありまして、この地区の方はこの小学校へ、この場所にとということで、読み上げますけれども、今回被災のあった犬川地区は犬川小学校に避難しなさい、被災された吉島地区は、1次避難で吉島幼稚園に行きなさいというのが、まだ避難施設と避難地区名ということで、ホームページにもこのものが載っています。実際、雨量がもっとひどくて、じゃ、逃げる場所が本当にこの小学校だったのかというふうに、ホームページを見た人がここに行った場合に、犬川小学校じゃなくて、今回、犬川交流センターが避難所になっていましたよね。吉島は幼稚園じゃなくて旧二中、あいばるになっているじゃないですか。皆さんもう頭の中とかごっちゃになりますよね。もしこれだけを信用している方が多分まだ中にはいらっしゃると思います。その方が、もし間違つた施設だったりとか、違うよというところに行かれる可能性を考えると、やはり早急をお願いしたいと思うんですね。やはりこういった大きい地図、川西全体の地図だけではちょっと小さくてわかりづらいというものもありますけれども、前回も聞きました。その要介護者施設だったりとかの場所が、やはり浸水水位が高い大塚地区の北斗幼稚園、やはり高い場所なのに、なぜここが要援護者の施設になっていたりするのかという、もう説明をいた

だいてもほぼわからないですね。あんなに水位も高くなって浸水のあるところで、何でこの場所が選ばれるんだろうなという、いつも僕はそういうことしか考えていなかったんで、本当にそこをもう一度詳しく教えていただきたいと思います。その要援護者の施設がなぜ北斗幼稚園なのかだけ教えてください。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 これは危機感が乏しいということに尽きると思います。私自身、ハザードマップを作成した時期に町長であったわけでありますけれども、頭の中にあるのが、地震を想定した避難所になっていて、それを踏襲した形での浸水ハザードマップになっていると、洪水ハザードマップになっていると、頭の中に地震を想定した避難所が、そのまま浸水したときの避難所として生かされるんじゃないかという、その危機感がやっぱり乏しいからこそ、こういう結果に招いているんだろうというふうに思っております、そういうことを十分反省しながら、今、町としては浸水エリアに入らないエリアとなりますと、小松が中心になるわけでありますけれども、小松の公共施設を中心にしながら避難所を設置するというような方向で、ハザードマップを改正してまいりたいと考えております。

○議長 伊藤寿郎君。

○7番 ぜひ早急に、町民にわかりやすいハザードマップをお願いしたいと思います。そのハザードマップと避難所なんですけれども、今回の19号の避難場所で、吉島地区のあいばるに避難された方で車椅子の方がおられて、1階とか2階じゃなくて、3階まで車椅子の方を運ばなくちゃいけないと、夜、夜中もありましたし、朝には大分水も引きましたので、食料的なものとかそういった要援護者の方をご苦労されたということは、そんなに何件もあった話でもないんですけれども、そういった車椅子の方がいらっしゃったものを、避難所として要援護者、要支援者の方もいらっしゃらないような場所で、家族の方、周りの近所の方が力を合わせて、じゃ3階まで持っていくべとなった、助かった、避難された方はとりあえず水はいただいた、でも夜から朝にかけていましたんで、食事が出ないのかというふうな方もいらっしゃいました。食事というか、避難されたときの救援物資の中で、ストックされているものが多少何か食事的なものがあるかなとは思いますが、あいばるの体育館の地下のほうには、そういった緊急時の食料があるというものもお聞きしていましたが、水は出たとして、食事が出なかったことに関して、まず何で出ないのかというふうなことも地区の方から言われましたんで、そのことを一応確認したいと思います。

○議長 鈴木総務課長。

○総務課長 避難命令、出したのが夜の約10時近くでございました。それぞれ4カ所避難所を設けまして、その時点で、どの程度の方、何名の方が避難されるかということの想定がなかなか難しかったところではございます。朝方になりまして、4つのうちもう2つの施設からは、もうお家へ戻られたというような情報なども入りました。犬川と吉島だけがお残りになられたということで、その2カ所から食事の手配はということでのお話がございましたが、そこまで、夜から夜中にかけて私どももちょっと警戒に当たっておりまして、食料供給部への指示もうまく伝えることができずに、避難なされた方への食事を提供することができませんでした。そのことに関しましてはお詫びを申し上げたいというふうに思います。

○議長 伊藤寿郎君。

○7番 ちなみに、朝食をとられた方は、川西はちょっと危ないんじゃないかと、近くのコンビニに行ってみた、でもおにぎりはなかったと、でも米沢に行ったらおにぎりは買えた、温かいコーヒーを消防団の方が休憩中に飲みたいなど、でも全然なかったというふうな、そういうコンビニの物が本当に不足したというふうなことが、あのときでもあったということだけ、本当にわかっていただきたいとします。避難された方々は朝コンビニのおにぎりを食べていたのを見ると、ちょっと心が痛い感じがしましたので、ぜひお願いしたいとします。

続きまして、今回の水害の水防団、消防団の方からのご意見をいただいたところでお話をお聞きしたいと思うんですけども、やはり川西消防署と団員同士のやりとりする無線がつながりにくかったと、ほぼ聞こえなかったというふうにお聞きしております。この件に関してお聞かせください。

○議長 鈴木総務課長。

○総務課長 団員の部長以上に対しまして、昨年度無線の配備をいたしました。このたび、それらが本当に機能したのかということではございますが、ただいま議員からありましたとおり、出力の問題なのか、雨等で遮られてデジタルの電波の届きが悪かったのか、原因はちょっとまだ詳細の部分がわからないんですが、実質的には余り機能ほとんどできなかったという情報を得ております。その件につきまして、近隣の南陽なり高島なりの署員と団員との連携もどうなのかということをおちょっと尋ねてみたところ、ちょっとその両市、町については、団員と署員との連絡は余り逆にとっていなかったよということなんで、ちょっと参考になる情報は得られなかったところではございます。

○議長 伊藤寿郎君。

○7番 やはり、大雨だったりとか、そういう無線の電波の関係もあるのかなというふうに私考えたところでしたところでしたけれども、やはり緊急を要して夜なべをしながら水防に当たられている方のご苦勞を考えると、やはりきちんと今まで無線が使えたものが使えないというふうな形では今後ちょっと心配になりますんで、ご確認等よろしくお願ひしたいと思ひます。

また、犬川地区では、避難をする際のボートですか、これは消防署のボートじゃなくて犬川地区交流センターにあったゴムボートを使って避難をされたとお聞きをしております。これ消防署にこういった備品的なボート類はあるものかどうか、私も吉島地区では避難をお願ひして、ボートの救助をお願ひしたときは、消防署のボートを消防署の方が来られたんですけども、犬川地区の犬川交流センターのゴムボートを使われたというふうなその経緯が、もしおわかりであれば教えていただきたいと思ひます。

○議長 鈴木総務課長。

○総務課長 ゴムボートについては、置広消防本部にございますので、その準備をしておりました。吉島にまで向かい、その後下黒川に向かうという準備をしておったところです。ただ、ただいま議員からありましたとおり、犬川地区に冬場のスノーモービルを使って、レジャーでたまたま使うゴムボートがあり、それをいち早く使って、地区自主防でいち早く下黒川の皆様を救助していただいたということでございました。

○議長 伊藤寿郎君。

○7番 本当に救われた感じがしたところでしたんで、こういった利用法というか使い方が機転をきいてされたのかなと思ひますと、本当にありがたい話だと思ひます。もし備品が少ないようであれば、今後、そのゴムボートなんかも救助に関して必要であるとなれば、そこはご準備のほうをよろしくお願ひしたいと思ひます。

時間もないようですので、最後にしたいと思ひます。

私ども議員は住民に一番近いところでお話をしたり、現場に行ったりとかして密着しております。住民の皆様のその声を聞いたり、今回も本当に近いところで助けたり助けられたりしたのかなというふうな思ひで、今回の一般質問をさせていただいたところでした。やはり住民のそのときの本当にご苦勞の声をしっかり聞きとめて、受けとめて、やっぱり被災者が今何が必要か、どういうニーズがあるのかというふうなことを解決するために、災害が今回発生した直前からやっぱり復興するまで、そこまで視野に入れながら、私どもは議会としての役割もやっぱりしっかり果たさなくちゃいけないのかなというふうに思った次第でござい

ました。

また、今回の教訓も、将来の、もしかしたらまた来年大きな災害があるかもしれませんので、その災害に備えていきたいとやっぱり考えておりますし、やはり町長並びに所管の職員の皆様には、復興以降もどうかよろしくお願ひしたいということと、今回の災害もやはり忘れないように、忘れずに、防災に強い川西町でいきたいなど、そういう川西町であり続けるために、これからそういったまちづくりをお願いしたいということを最後に申し上げて、私の一般質問とさせていただきます。ありがとうございます。

○議長 伊藤寿郎君の一般質問は終了いたしました。

ここで休憩いたします。

再開時刻を午後2時15分といたします。

(午後 2時01分)

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時15分)

○議長 第4順位の吉村 徹君は質問席にお着きください。

5番吉村 徹君。

第4順位、吉村 徹君。

(5番 吉村 徹君 登壇)

○5番 議長に通告のとおり質問いたします。

プレミアム付商品券の販売状況についてお伺いいたします。

ことし10月から実施となった消費税の増税対策として始まったプレミアム付商品券事業について、県内での購入申請が低調との報道がありましたが、当町における子育て世帯と町民税非課税世帯の購入状況について、町長にお伺いいたします。

特に、プレミアム付商品券の販売について、子育て世帯について申請は購入の引換券が送付されることから不要であり、比較的購入者が多く、町民税非課税世帯の方は、役場へ持参するか返信用封筒による提出となっているわけではありますが、事業の内容が理解できずに購入を控える状況があるのではと思うところであります。

近所の方で、購入案内の文書が来たが、どうすればいいのかとの話を受け、事業についての説明をしたところ、その方はひとり暮らしで、なおかつ最近免許証を返納したばかりであ

り、買い物に行くのも大変で、商品券を購入しての利用は考えないとのことでした。

このように、対象となる方の理解不足や申請に対する手間や交通のことなど、さまざまな事情からプレミアム付商品券の購入が低調となっているのではないかとと思われるが、町長のお考えをお伺いいたします。

このプレミアム付商品券事業については、対象となる方それぞれの経済的状況もあることを考えるとき、強制的に販売することはできないわけであり、対象者に対する丁寧な周知を図りながら、購入を希望される方への対応に当たっていただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

次に、デマンド交通の利用状況についてお伺いいたします。

昨年度、平成30年度の利用者、登録者数について見ますと、デマンド交通の運行が始まったのが平成18年からだと思いますが、そのときの利用者数は9,258人となっており、その後増減を繰り返しながら平成23年の利用者数が1万1,092人となり、1万人を超えたわけであり、その後右肩下がりの状況となり、昨年、平成30年度については8,462人であり、平成23年度から見れば2,630人の利用者数の減少となり、年々減少する状況についてどのように捉えられているか、町長にお伺いいたします。

近年、高齢者の皆様に免許証返納について進めてきておりますが、返納された方がデマンド交通を利用することとなれば、登録者数や利用者数の増加につながるのではないかと考えるところでありますが、現状としてはそうならないことが見てとれるのではないのでしょうか。

デマンド交通の利便性については、これまでも利用者の意見をお聞きしながら改善するなどの取り組みを進められてこられたようではありますが、それでも利用者が減少することについて検証していくことが必要ではないかと考えるが、町長のお考えをお聞きいたします。

また、問題となるのは、利用者数の減少によって、運行業務を委託されている町内タクシー事業者の方々の経営に影響が出てくるのではないかと危惧されるが、事業者の方よりの要望などがないのか、また、デマンド交通を委託されている方との協議等について、どのように行われているのかについてもお聞きいたします。

今後とも、高齢化や人口減少が進む中で、ますます、行政、町民、交通事業者、また町内の福祉輸送などを行っている方々が手を携えて、交通弱者のみならず、町民の足となる交通について検討していくことが必要と考えますが、改めて地域交通のあり方についての町長のお考えをお聞きいたします。

次に、インボイス制度についてお伺いいたします。

9月議会一般質問において、橋本議員がインボイス制度（適格請求書等保存方式）について質問されましたが、その折の答弁の中で、今後の対応については、国・県・経済団体等、関係機関と連携し検討していくとのことでありましたが、インボイス制度の具体的内容が明確になってきたと思われませんが、令和5年10月実施に向けて4年間の準備期間が設けられているわけですが、制度自体に対する周知がなされていない状況の中で、対象となる農業者、商工業者にとって4年間の準備期間の中で何を準備すればいいのかわからず、不安を抱えている方が大半ではないかと推測しますが、今後どのような流れで取り組まれていくおつもりか、お聞かせください。

また、さきの答弁の中でもありましたが、「販売額1,000万円以下の方は消費税納付の免税が講じられておりますが、実質廃止になると考えられます」と答えられておりますように、まさしく事業を行えば消費税を納入することとなり、町内の農業者、商工業者の中には後継者の問題などもあり、それに加えて事務負担の増加などが重なれば、これまで免税業者となっていた方々にとっては、経営の継続か廃業かの選択をせざるを得ない状況となり、町内の経済にとっても大きな痛手となるのではないかと危惧されますが、このことについてどのようにお考えか、お伺いいたします。

そういった事の重大性を鑑みるに、インボイス制度の具体的内容について、早期に対象となる事業所に周知していくことが必要であるが、このような町民を苦しめる消費税は廃止すべきであると訴えながら、壇上からの質問を終わります。

以上です。

○議長 町長原田俊二君。

（町長 原田俊二君 登壇）

○町長 吉村 徹議員のご質問にお答えいたします。

初めに、プレミアム付商品券について、子育て世帯と町民税非課税世帯の購入状況は、についてであります。プレミアム付商品券については、消費税の引き上げ直後の負担緩和と消費の下支えを目的として、国が定めた事業内容により市町村が実施している事業であります。

事業の概要としましては、支給対象者を、町民税非課税の方で課税者から扶養されていない方及び3歳未満の児童がいる子育て世帯の方に対し、町内101店舗で使用できる商品券1セット5,000円分を4,000円で販売、1人当たり5セットまで購入できるものであります。た

だし、商品券の購入には購入引換券が必要とされ、町民税非課税の方については扶養関係の確認のため申請が必要とされています。

本町の状況ですが、町民税非課税で購入対象と考えられる2,867人から、11月末現在で875人分、30.52%の申請がありましたが、うち1件は町外在住の課税者に扶養されている方であったことから非該当となり、874人分の購入引換券を郵送しております。一方、子育て世帯については申請が不要なため、購入対象者全員308人分の購入引換券を郵送しております。

ご質問いただいた商品券の購入状況については、10月1日から町内6カ所の郵便局で商品券を販売するとともに、10月6日には休日販売を行いながら、11月末現在で商品券を3,316セット購入いただいております。しかし、町民税非課税の方が特定できない販売方法とするよう国から通知が出されていることから、町民税非課税と子育て世帯それぞれの方の購入状況は把握しておりません。

次に、今後の販売に対する取り組みはについてであります。プレミアム付商品券事業の周知については、町報や町ホームページで事業を紹介するとともに、町民税非課税で購入対象と考えられる方に対し、7月に事業案内とあわせ、申請書と返信用封筒を郵送しております。その後、申請がない方に対し、10月に申請を促す通知を行っておりますが、前述の申請件数、申請率にとどまっております。

住民税非課税の方からの申請については、国からは申請を促すさらなる取り組みを実施するよう11月に通知が出されているように、全国的に低調な状態であります。その理由としては、議員からご指摘いただきました購入対象者の事業に対する理解度や商品券使用までの一連の手續の煩雑さが、要因の一つではないかと考えられます。

この事業については、申請の受付を1月31日まで、商品券の販売を3月2日まで、商品券の使用を3月31日までとしております。今後の取り組みとしては、町民税非課税の方からの申請を促すため、再度の通知により事業内容を丁寧に説明するとともに、商品券の購入促進を図るため休日販売を実施するなど、さらなる事業周知と利用拡大に努めていきたいと考えております。

次に、デマンド交通について、これまでの利用状況についてであります。現在のデマンド乗合型交通につきましては、平成23年度から町内どこでも乗りおり自由で、毎日利用できるフルデマンド方式に見直し、生活交通として利便性の向上を図ってまいりました。このことから、同年には、議員ご指摘のとおり、利用者数が1万1,092人と、これまでの最多人数となりましたが、その後は減少が続き、平成30年度には8,462人となっており、この間の減

少率はマイナス23.7%となっております。さらに、町の人口に対する利用者数の割合から比較しますと、利用者数の割合が一番高いのは、平成24年度で63.6%、平成30年度では54.8%となっております。利用者数の推移と同様に年々減少しておりますが、この間の減少率はマイナス8.8%となっており、人口に対する利用者の割合は、緩やかな減少率となっております。利用者の減少の要因につきましては、特定は難しく、人口減少が大きな要因と捉えられますが、そのほかには、利用回数が多い方が減少したことも要因の一つと考えております。

一方、免許証自主返納者のデマンド型乗合交通の利用登録についてであります。町では、昨年度から実施している運転免許証自主返納推進対策事業の申請の際には、窓口においてデマンド型乗合交通の利用をお勧めしており、本年10月末現在、返納申請者は146名であり、うち76名の方が利用登録をされております。免許証返納者の交通手段の確保と支援に向けて、引き続き制度の周知と利用促進を図ってまいります。

デマンド型乗合交通における利用者の現状把握や利便性の向上に当たり、例年アンケートを実施しており、本年6月の利用者アンケートにおいては、「すごく満足」が46.7%、「やや満足」が26.3%の回答があり、利用者からはおおむね好評を得ているものと認識しております。しかし、登録者や利用者の減少はもとより、当日予約や町外への広域運行のあり方なども課題と捉えており、今後も継続的に利用者のニーズを把握するとともに、登録者及び利用者の拡大に向けて一層の周知、充実を図ってまいります。

デマンド型乗合交通は、町民の移動手段として自由度を拡大し、外出機会の創出による心の健康の保持、生きがいくりの視点からも有益な交通手段でありますので、引き続き運行を継続してまいります。運行に当たりましては、委託している町内タクシー事業者の理解と協力のもとに実施している制度であり、地域公共交通会議や個別協議等により、事業者からの意見や要望等を協議しております。

ご質問にあります利用者の減少による事業者の影響についてであります。運行に当たっては車両及び運転手を確保する必要があるため、1日に最少1便でも運行した場合に、車両1日分の借り上げ相当分を契約単価として委託しており、1日当たり約23名の利用実績の現状から、利用者の減少によって大きな影響はないものと考えています。今後ともサービスの向上や利用者の拡大に向けて、委託事業者との協議を重ねてまいります。

次に、地域交通のあり方についてであります。現在、町内の公共交通の手段は、JR米坂線、フラワー長井線、山形交通が運行する小松・米沢間のバス、民間事業者のタクシー、そしてデマンド型乗合交通と福祉タクシーがあります。しかし、いずれの交通機関でも利用

者の減少が最大の課題であり、公共交通の維持・継続に苦慮しております。町としましては、民間路線バスの減少や町民バス運行の検証を踏まえ、過疎地における交通弱者の足の確保から現在のデマンド型乗合交通に移行し、充実発展してまいりました。今後とも、デマンド型乗合交通のサービス向上に努めながら、町民の自由度を拡大する交通手段として、維持・継続してまいりたいと考えております。

また、鉄道機関や民間路線バスについては、関係市町等との連携が不可欠でありますので、広域交通の維持・継続に向けて、引き続き広域圏域での利用促進及び財政支援を行ってまいります。置賜全市町が参画する置賜定住自立圏構想においては、圏域各市町それぞれが公共交通対策を共通の課題として捉えておりますので、圏域内における交通ネットワーク等の維持・確保とともに、生活交通の広域的な運行のあり方等について協議を進めてまいります。

次に、インボイス（適格請求書等保存方式）制度について、令和5年10月実施についての周知についてであります。制度の導入に当たりましては、事業者の準備に係る負担というものを考慮し、軽減税率の実施から4年間の準備期間が設けられるとともに、導入から3年間は仕入税額相当額の80%、その後の3年間は50%を免税事業者からの仕入税額控除の経過措置として設けられているところであります。

制度に対する周知であります。既に、商工会では「消費税軽減税率制度」のパンフレットを会員の方々に配布され、農業分野では、山形県認定農業者協議会の研修会で説明を行っております。今後は、商工会や関係機関と連携し、説明会を開催するなど、制度を理解いただくよう努めてまいります。また、農業分野においても県等関係機関と連携の上、農業者へ情報提供に努めてまいります。

次に、導入されることに対する影響についてであります。この制度は、売り手でありませ課税業者がみずからの申告する税額及び税率を記載した書類であるインボイスを発行し、インボイスに基づいて買い手が仕入税額控除を行うという仕組みであり、複数税率のもと適正課税の確保につながるものであります。

一方、販売額1,000万円以下の免税事業者は、納税義務が免除されており、税額等が記載されるインボイスを発行することがありませんが、免税事業者からの仕入れについては、仕入税控除ができなくなるため、今後、免税事業者からの仕入れが敬遠されることも考えられます。農業分野においては、条件を満たせば特例が適用され、インボイスを交付する義務が免除されますが、相対取引の農家では、取引の相手が事業者なのか一般消費者なのかによって、インボイス発行事業者の登録を行うかどうかの検討が必要となります。

また、事業者への影響として、インボイス発行に対応するためのシステムや機器の更新、経理事務の負担増などが懸念されておりますが、導入までの4年間で各事業者が早目の対応ができるよう、今後の動向に注視し、関係機関と連携の上、情報提供に努めてまいりたいと考えております。

以上、吉村 徹議員のご質問のお答えとさせていただきます。

○議長 吉村 徹君。

○5番 初めに、プレミアム付商品券についてお伺いいたしますが、この、町から送付された説明書を見てみますと、申請については役場へ来庁か、あるいは封書にての申請が可能でありますということで書かれておりましたが、ここに対する周知もなかなか受け取った方はわからないようでありましたけれども、いずれにしましても、この来庁、あるいは封書によつての申し込みというのはどの程度であったのか、もしわかればお知らせいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長 大滝福祉介護課長。

○福祉介護課長 非課税の方からの申請につきましては、議員、今お話しあったとおり、来庁もしくは封書による申請になりますけれども、ただいまちょっと正確な数字はつかんでおりませんが、3分の2ほどが郵送による申請になっております。

○議長 吉村 徹君。

○5番 今、3分の2以上が封書でということであって、であるとすれば、利用される方々の理解はしっかりされていて、足がないからいけないという方については、封書できちっと申し込みがなされているということになるのかなというふうに考えたところであるんですけども、実際、先ほどの町長の答弁にもありますように、11月現在で30.52%の申し込みということであるようであります。この数が多いか少ないかということは、全国的にも不調という状況でありますから、当町がどうのこうのというわけではございませんが、それに向けて、また国のほうから販売促進につなげろということでの話が来ているようでありますけれども、最終、3月3日に向けての、先ほど町長からありました丁寧な説明という中で、具体的にはどのような形で進めていかれるのか、もし具体的な対策等があればお聞かせいただきたいと思っております。

○議長 大滝福祉介護課長。

○福祉介護課長 町長からの答弁のほうでも入れさせていただいておりますけれども、現在、やはり2,000人近くの方からの申請がいただいていないという状況になっておりますので、

まず申請いただいていない方に関しましては、改めて申請書及び、あと事業の案内などをお送りして申請をご案内するという形で考えておりますし、あと、現在商品券の販売自体は、郵便局で取り扱っていただいておりますが、やはり土日でないといった郵便局に行きづらい方とかもいらっしゃるかと考えますので、販売自体を日曜日なり土曜日なりに設定して、販売などの促進なども図っていきたいというふうに考えております。

○議長 吉村 徹君。

○5番 土曜日、日曜日、郵便局の窓口ということでの販売ということになるようでありますけれども、ただ、この制度の欠陥というか、非課税世帯の方々の経済的な状況などを考えると、2万円払って5,000円のプレミアムがついても買うのかなという問題は先ほどからありましたわけですが、そんな中でありまして、11月現在で3,316セットということでの販売になっておりますが、これ、1人当たりの説明によりますと、5セットまで購入できるということになっておりまして、そういった最大5セットをほとんどの方が購入されていらっしゃるのか、あるいは小分けというか2セットとかというような格好とか、そこら辺についてもわかるような条件合っていますかね、すみません。

○議長 大滝福祉介護課長。

○福祉介護課長 それぞれの販売で、個別の方が何セット購入されたかまでは把握していない状況です。

○議長 吉村 徹君。

○5番 そういう状況ではあると思いますが、実際に今度これだけの販売された中で、町内101店舗が利用できるということで、たしか9月議会の説明では、ヤマザワさんとかうめやさんとか大型スーパーも利用できますよということでの話でありましたが、そういった地元商店での利用率は、販売されたけれども利用された方の数もつかめているのでしょうか。そこら辺はなかなか難しいということでしょうかね。商店、よろしく願います。

○議長 大滝福祉介護課長。

○福祉介護課長 現在のところ、商品券がこういった店舗で使用されたかというところまでは、把握していない状況になっております。

○議長 吉村 徹君。

○5番 最終的には、先ほどありましたように、3月2日までの販売ということになりますが、それ以降はそういった商品券の使用も3月31日までとなっておりますということですから、31日までには皆さん商品券買った方は使ってくださいということは周知になっているという

ことで確認してよろしいでしょうか。

○議長 奥村産業振興課長。

○産業振興課長 このプレミアム付商品券の案内には、引きかえ時期、それから購入の最終日の記載をしてございます。先ほどの質問で、どこの企業所でどのくらい購入したかということは、随時町のほうに請求書が来ておりまして、そのプレミアム分の支払いをしておりますので、まだ集計はなってございませんが、それぞれの事業所さんからは販売額の数量は押さえられる状況になってございます。

○議長 吉村 徹君。

○5番 産業振興課のほうには数として入ってくる、お支払いするということですね、その券が入ってきて、ということで、それで数もつかめているということになっていることだと思いますが、いずれにしましても、一つは、やっぱり地元の商店もそれに対してある程度利益をいただきながら、今回の事業の中で権利をいただいている方々はプレミアム商品を買いながらとにかく頑張っていくということになると思います。このプレミアム付商品券については、いろいろ、学校、就学前までの6歳ぐらいまで使えばいいななんていう話もなかなかありましたけれども、そこは国の政策ですから、3歳までという上限があつての制度ということになっているわけでありましてけれども、これが、例えば今回3月2日までに何%になるかは別としても、その時点での購買代金が国からのお金として入ってくるという形で考えてよろしいのでしょうか。

○議長 奥村産業振興課長。

○産業振興課長 各事業所で売り上げた数量から、そのプレミアムに相当する額につきましては集計をして、国に請求をして、後日納金がされてくるというような状況でございます。

○議長 吉村 徹君。

○5番 当然の話でありまして、概算要求というか、川西町では該当になる方の数があつて、それに対しての予算が計上になって、ただ、それが50%であつたら50%しか国は出さないよということだと思いますけれども、そういった、本来ならば景気浮揚策という形で国が一生懸命頑張っているんで、何とか3月2日まで頑張つて売ってくださいということになっているようではありますが、なかなかそれを買う側の立場としても、いろいろな大変な状況になるのかなというふうに考えるところであります。

今後、残された3月2日まで販売を進めておられますけれども、いずれにしましても、購入される方々のいろいろな経済的な状況とかあるわけでありまして、目標に向かって頑張つ

て売ることも必要でありますけれども、やっぱりそういった個々の事情を鑑みながら取り組んでいていただきたいというふうに考えております。

続きまして、デマンド交通についてお聞きしたいと思います。

利用者がどんどん減ってきているという状況はあるわけでありましてけれども、この裏には人口減少が大きな要因とされておりますけれども、ただ、これまでも、再度お聞きすることになると思うんですが、利用されている方々にいろいろな声を聞きますと、やっぱり当日予約、あるいは町外の広域運行があってほしいというのは、前から話があったようでありますけれども、そういった町外へ出ていけない理由をお聞かせいただきたいなど、こういうふうにあります。

○議長 奥村まちづくり課長。

○まちづくり課長 ありましたとおり、年々利用者が減っているという中には、アンケートも毎年とっておりますが、その中で、やはり利用の不満としては、当日予約という部分と、町外へ行けないということが2つ大きな要因として掲げられているところでございます。

当日予約の課題については、これまでも事業者とたびたび協議を進めてまいったところがございます。この課題については、1つについては、今この運行については事業者の現有車両の中で委託をしているという現状がありますので、当日、要は前の日に予約をして次の日の車両、運転手を確保するということが今のスタイルでございますので、それで運行を計画していると。当日予約になった場合に、計画していない部分で予約が入ったときに車両等が対応できないという課題もあって、実施するにはやはりその辺の車両の整備の課題、あるいはその予約システムというもので無線機を整備したりというような費用の面から、こういった課題があって、現在のところは実現をしていないというようなところでございます。

もう一つは、町外への部分であります。これについては、運行するに当たっては、さまざまな交通事業者との協議の中で運行することが、この原則となってきておりますので、町外に行く部分については、町外の運営されている事業者も含めた形での運行、この理解がまず前提であるというところでございますので、町外の事業者との理解、調整にはなかなかこういった面では困難を要するというのが現状でございます。

以上でございます。

○議長 吉村 徹君。

○5番 町では、デマンド交通に向けてはそういったいろいろな話の中で、今そういった米沢への乗り入れについても検討しているやにもちょっとお聞きしたんですが、それについては、

今言われたようなことで阻まれているというような状況があるのかもしれませんが、ただ、先ほどありましたように、置賜定住自立圏の構想という中で、そういったことが問題にならないのかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長 奥村まちづくり課長。

○まちづくり課長 ありましたとおり、定住自立圏の共生ビジョンの中で、広域運行については、この事業として取り上げているところでございます。ただ、各それぞれ置賜市町で運行のスタイルがまちまちであるということが一番の課題でございます。デマンド型を全域にとっている部分、これは本町は全域となっている訳なんですけど、対象では一部バス対応、あるいはバス走っていないところはデマンドを使ったりというようなところで、あるいはそのバスだけの運行の必要もでございます。こういったところを踏まえますと、広域的な運行をどのようにやるかという部分が、各市町の考え方が今のところが違っているというところで、それをどういうふうにつなげていくかということが各市町のほうで課題となっておりますので、まだこの広域運行についてはなかなか進んでいないというのが実情でございます。

○議長 吉村 徹君。

○5番 デマンド交通事情はそういった中で、そのほかの町内にはNPO、あるいは福祉輸送とかという民間の輸送業者もいらっしゃるわけでありましてけれども、そういった方の事業に対する支援も行いながら、いろいろな形で地域の足を確保していくという取り組みについてはいかがなものでしょうか。

○議長 奥村まちづくり課長。

○まちづくり課長 本町自体は、全域これをデマンド交通というような中で、誰でも乗り入れ可能なできるシステムということでこれを提供しておりますので、今現在については、このシステムを維持していくということで、この町の交通を守っていきたいという考えでございます。

○議長 吉村 徹君。

○5番 特に、いろいろな民間の方が行う福祉輸送とか、そういった中で、頑張っているボランティア的に営利も得ない状況の中だと思うんですけども、頑張っているボランティアの方もいます。そこは福祉の部分であって、地域の住民の足ではないという考え方にはなると思うんですが、ですからそういった意味も含めて、そういった方々も利用できるような交通体制があれば、もっと利便性が出てくるのではないかなと。そういったことに対する検討を進めていく時期でもないのかなというふうに考えているところでありますけれども、

先ほど町長がおっしゃられたように、置賜自立圏というか、その中での福利の中で頑張っていくということと、やはり、ただ実際に地域によっては足がなくて困っているという状況がありますので、そういったいろいろなデマンド交通ありきではなくて、ほかにもいろいろな形で前進的にいろいろな取り組みをやっている自治体もあるわけでありまして、そういったところでの成果なんかも取り入れながら、再度検討していくことができないかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 過疎地において、さらには高齢化が進んでいる地域において、移動手段を確保するというのはどの地域の中でも大きな課題になっております。本町の課題は、過疎地ではありませんけれども、公共交通機関があるということが大前提でありまして、JR米坂線、さらにはバス、山形鉄道、こういった公共交通機関があるということが前提でありまして、過疎地の場合は、タクシー事業者もいないというようなところでは、地域の中でのボランティア活動の延長としての過疎地輸送なども国が認めながら取り組んでいる、まちづくり、地域づくりの一環として取り組んでいる地域もございます。

本町でもいろいろ検討した経過がありますが、本町内においては、公共交通機関があるということで、その枠が外れてしまうという意味では、基幹となっている公共交通機関を活用しながら取り組むということで、町民バスでは、これから雪の降る時期に停留所で立って待っているということ、こういったことは大変苦勞されているということで、実証実験をさせていただきながらドアからドアへということで、デマンド交通を導入する、県内でいち早く導入した経過がございます。

川西町のこのデマンド型乗合交通の一番の特色は、タクシー事業者の全面的な協力をいただいで取り組んでいるということでございます。タクシー事業者さんも大変経営を苦勞されている状況の中で、デマンド乗合交通によって、やはり我々の経営を圧迫しているという声も十分いただいでおりながらも、本当に500円で移動できるという手段を住民の皆さんに提供したいということで取り組んでいるところで、ご理解いただいきながら進めてきた経過がございます。さらにこれを広域的に取り組むとか、また当日の予約を受け付けるということになれば、さらに民間事業者さんの経営を圧迫するということが大前提でありますので、そのことについてはまだまだ理解をいただけるような状況ではありません。

課題として、我々としては検討していかなくちゃいけないという思いで、置賜の定住自立圏の中でも提案をさせていただいておりますが、やはりそれぞれの地域づくりの中で、公共交

通とか移動手段のあり方については考え方がまだ整理されておられませんので、置賜総合支庁などにも力を入れていただきながら、やはり課題整備をしてどんな形がいいのか、将来に向かって持続性のあるものにどう切りかえていったらいいのかという観点で議論を深めていきたいし、また我々としても研究していきたいというふうに思います。

福祉有償ボランティアにつきましては、この公共交通会議が置賜1本でやっていますので、福祉有償の場合は、町にとどまらず、他の市町へも出かけられる、公共交通会議で認められておりますので、そういう意味では、福祉という意味では登録されている方も困難な状況を抱えている方々ということになりますので、その部分については、利用される方が実態に合わせた形で選択ができるということでご理解賜りたいと思います。

○議長 吉村 徹君。

○5番 今回、そういう形で、業者の方々が利用者減ることによって経営が困難になっているという状況は、今のところはないというような状況も話ありましたので、それはそうなわけでありましてけれども、ただ、なかなかこのまま減っていく中では、そういったことによって、運行業者の方の収入も圧迫すると同時に、やっぱり利用されている方々も利便性がなくなっていくような状況は決して許されるわけではありませぬので、そこら辺の話は、ぜひ慎重にいろいろな形で対策を立てていきながら進めていただきたいというふうに考えるところであります。

いずれにしましても、川西町は過疎地域ではないといいながらも、たまには過疎地になりますので、そういった中での、やっぱり足の確保というのは非常に真剣な話になっておりますので、そこら辺もご検討いただきながら、やっぱり全町民の足を確保するためにはどうすればいいのかという観点で、ぜひ今後ともご検討いただきたいというふうに考えるところであります。

続きまして、インボイスの件でご質問したいと思います。

このインボイス、令和5年からということで、これは国の政策ですから、町がかかわるかどうかという問題はあると思いますが、ただ、私も営業とやらやっております、商工会に入っているわけでありまして。その中で、この前町長の話にありますように、パンフレットをいただいて、冊子いただいて、なかなか詳しく書かれていなくて、ただ令和5年に始まりますよと、それはこういう形でインボイスという領収書をとらなくちゃいけないし、免税業者が事業をやっていく上では、結局、いろいろな縛りがあって、どうしても課税業者という形の対策をとっていかなくちゃいけないというような、漠然とした話はわかるんですが、なか

なかそういったものがきちっとした形でお知らせいただいていないというところに、やっぱりみんな不安を持っているということがあります。

それと、農業者に関しては大体見えてきたんですが、いろいろな農業団体の話の中で、農協特例とか、農業者によっては卸売市場特例、あるいはそういう特例があって、農協に納めている方は一くくりでその特例を受けて、免税業者であっても大丈夫ですよみたいな話までは漠然として出てきているようであります。ただ、それも確かな情報として、これがこうなるんだというところが、なかなか伝わってこないというのが今の現状なのかなと思っています。そういったことで、今、国から、税務署ですから税務署関係だと思っんですが、そういった形で、今の状況の中で町へ入る情報としてはどのような流れになっているのかなということで、お聞きしたかったところであります。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 詳しい内容につきましては産業振興課長から説明をさせますが、仕入れ業者の方が納入業者から消費税を払って求めたときに、インボイスといいますか、課税業者でなければそのインボイスを発行できないと、その発行できないと消費税を入れて仕入れたのに、それを仕入税の中に組み込めないということで、免税でない、税務署に届けて課税業者であるということでないインボイスが発券できないというふうに、私理解しているところであります。詳しい内容については奥村課長から説明させますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長 奥村産業振興課長。

○産業振興課長 インボイスの発行につきましては、令和5年10月からその制度がなってくるわけございまして、その前段4年間につきましては、いろいろと各事業者さんが状況などを把握していただいて、免税事業者あるいは課税事業者の選択をしていただくことになるわけございまして。免税事業者さんが課税業者さんになった場合、システムであったり、それから機器等、それから経理の煩雑等があって、大分苦慮されるということから、4年間の準備期間があるということになっているところございまして。

その後の前段3年間につきましては、80%の仕入れの特例経過措置、その後の3年間については50%の経過措置ということがあるようございまして、これから10年間のうち、経過措置はあるわけございましてけれども、やはり免税事業者さんでありますと、書にも書かれていたとおりでございますが、インボイスの発行ができないと、買い手の方々はやはり敬遠をするのではないかなというような懸念を持たれております。逆に言いますと、インボイスを発行すると、取引が拡大するかもということも考えられますので、やはりこの準備期間

の中で十分に精査をしていただいて、この判断をしていただきたいというふうに思います。

なお、商工会さんのほうでは説明会、あるいはセミナー等々、それから税務署を交えた研修会等も日々されておりますので、そういう内容をご確認いただいて検討していただきたいというふうに思っているところでございます。

○議長 吉村 徹君。

○5番 今ありましたように、これからいろいろな形で具体的に説明がなされてくるという話だと思いますけれども、本当に、現実的には私たちは多分農協なんかに米を売ってればそれでもいいんですが、ただ、やっぱり1,000万を超えない免税業者の段階で個人販売しているという方なんかは、やっぱりもう窓口がなくなるという状況があったり、本当に、今後、知れば知るほど、非常に大変な制度だなということを考えているわけであります。

そういった意味も含めて、やはり周知徹底を図るすべを、やはりいろいろな形で農協団体であったり、商工業、今あったセミナーとか何かでの学習会、それに尽きると思いますが、本当に、実際もうあと4年とはいいいながら、されど4年でありまして、もう今から段取りをしておく。令和3年からそのインボイスの登録というか請求書を税務署に行って申請するとかという話もあるであります。そういうところの、やっぱりきちとした対象となる方々に対する周知を行っていかないと、その時期になって、いや、これでは大変だというような状況になったんでは、それこそ、やっぱり廃業せざるを得ないというような状況の選択も一つの筋になってくるという現状もあるのかなと思います。そういった意味では、本当に税金の問題は、いずれにしても、何と申しますか難しく、なかなか理解できないところがあるわけですが、ただ納税義務ある国民として、しっかりとそれを学びながら、やっぱり、ただ本当に営業が成り立つような形でやっていくのが筋だと思います。

そのためにも、行政のほうのやっぱり指導というか徹底的な制度の理解を図っていく取り組みをぜひ進めていただきたいということで、お願いしたいと思います。

以上をもちまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長 吉村 徹君の一般質問は終了いたしました。

以上をもって、本日予定しました一般質問を終わります。

なお、第5順位以降の4名の方の一般質問につきましては、あす12月5日の本会議において行いますので、ご了承願います。

◎散会の宣告

○議長 これをもって本日の会議を散会いたします。
まことにご苦労さまでした。

(午後 3時09分)